

2024

レース規則書



P-FR / AE86 Race

86 / BRZ N1

86 / BRZ Challenge (NR-A) GR 86 / BRZ (NR-A)

Vitz Race

GT66

REGULATIONS

All For One Racing Association (AFO)

開催日程 (2024 年)

| | 開催日 | 競技会名称 | 開催地 |
|---|-------|---------------------------------------------|-----|
| 1 | 5.26 | 2024 SCCN MAY RACE MEETING in TSUKUBA | 筑波 |
| 2 | 9.15 | 2024 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA | 筑波 |
| 3 | 11.24 | 2024 SCCN NOVEMBER RACE MEETING in TSUKUBA | 筑波 |

賞 典

1. シリーズ賞典

ドライバーズポイントの合計上位 6 位までのドライバーに対し、下記の賞典を授与致します。

| | オーガナイザー賞 |
|----|----------|
| 1位 | トロフィー |
| 2位 | トロフィー |
| 3位 | トロフィー |
| 4位 | トロフィー |
| 5位 | トロフィー |
| 6位 | トロフィー |

シリーズ対象車両が 12 台以下の場合、授与されるドライバーの数はその数の 1/2 を超えない範囲で賞典が与えられる。

2. レディース賞

各クラスにおいて女性ドライバーで獲得したシリーズポイントの最上位の方に対し、下記の賞典を授与致します。

レディース賞

(女性が 3 名以上いた場合)

| | オーガナイザー賞 |
|-----|----------|
| 1 位 | トロフィー |

3. 各大会賞典

大会の決勝レース結果にて第 6 位までのドライバーに対し、下記の大会賞が授与されます。

| | オーガナイザー賞 |
|-----|----------|
| 1 位 | トロフィー |
| 2位 | トロフィー |
| 3位 | トロフィー |
| 4位 | トロフィー |
| 5位 | トロフィー |
| 6位 | トロフィー |

各戦賞には、スポンサーからの賞典も含まれます。

スポンサーステッカー貼付の義務付けもあります。

参加車両が 12 台以下の場合、授与されるドライバーの数はその数の 1/2 を超えない範囲で賞典が与えられる。



公 示

これより明記いたします全ての Regulation は皆様のレース参加に当り、公平且つ安全なレースを円滑に楽しく開催できることを目的に企画設定した Regulation の為、参加する皆様は必ず厳守して戴きますようお願いいたします。

Series Sporting Regulation はレース参加の方法、及び賞典内容を、Technical Regulation は参加車両の許される改造範囲等を詳細に明記しております。Series Sporting Regulation 及び、Technical Regulation に明記されていない Regulation 内容に関しては、JAF 発行の国内競技規則とその付則及び JAF 国内競技車両規則、各レースオーガナイザー発行の大会特別規則書、大会公式通知書及び、各大会のオフィシャルの指示等をエントラントは義務として必ず従って下さい。

All For One Race Association(AFO) 連絡先
〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903
TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

オーガナイザー連絡先一覧
ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)
〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903
TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

スポンサー

第1条 競技会

本レースは、国際自動車連盟(FIA)のモータースポーツ競技規則、JAF国内競技規則及びその細則、本Series Sporting Regulation、及び各レース競技会特別規則に従って開催される。全てのエントラントは、これらの諸規則に精通して、これらを遵守すると共に、各オーガナイザー及びオフィシャルの指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

本レースは、All For One Racing Association(以下AFOとする)統括のもと、ニッサンスポーツカークラブ(SCCN)、日本ダットサンクラブ東京(NDC-TOKYO)により、一般社団法人日本自動車連盟公認によるレース大会がそれぞれ組織され各レースを盛り込み開催される。各競技会組織委員会、競技会審査委員会、及び競技長、その他オフィシャルは、各競技会特別規則書に示される。

第3条 各競技会のスケジュール及びレース距離、決勝出場台数

- 1.1) 各競技会スケジュールは、開催日程を参照願います。
- 1.2) レース距離及び決勝出場台数は、各競技会特別規則書に委ねられる。

第4条 参加資格

- 4.1) 有効な年度のJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者であること。
- 4.2) AFOが認めるドライバー

第5条 参加車両

- 5.1) 参加車両は、別項の各 Technical Regulation に合致した車両であること。
 - ・ Vitz Race (NCP131-VPNTMV/NPC131-VPNTXV) :
参加車両はトヨタヴィッツ「RS Racing」(車両型式：NCP131-VPNTMV)および「Vitz GR SPORT」Racing Package」(車両型式：NCP131-VPNTMV/NPC131-VPNTXV)とし、TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。もしくは、A.F.O.が特別に認めた車両とする。本レースは、2021年JAF国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定に定められていない項目については、同規則第5章「スピードS A車両規定」に従っていない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

また、サーキット走行をする上で、安全規定に関しては2021年JAF国内競技車両規則第1篇レース車両規定第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定を遵守すること。

クラス：Vitz・Vitz CVT・Vitz M (簡易改造) 3クラス

- ・ GT66 Race :
660cc以下の排気量の車両とし、過給器付き(GT66T)と無加給(GT66N)が参加出来る。但し、公認または登録されていない車両については、事前にAFOの許可を受けなければならない。
- ・ P-FR Race :
1600cc以上2000ccまでのフロントエンジン・リアドライブの車両。N1として開催。(但し、AE85,86の車両は参加できない。)
- ・ AE86 Race :
TOYOTA社製のレビン・トレノの車両型式AE86・AE85に限られる。AE85のボディを使用し、4AGエンジンを搭載した車両の参加を認める。NEとして開催
- ・ 86/BRZ Race (N1, NR-A共に) :
 - ・ トヨタ FT86 (型式：DBA) の車両
 - ・ スバル BRZ (型式：DBA) の車両

第6条 広告スペース、ゼッケンおよびドライバーの表示

指定スポンサーがあるクラスは広告スペースの提供が必要となる。

- 6.1) 広告スペースの提供 (指定スポンサーがあるクラスは従うこと)

エントリーは、下記の規則を遵守しなければならない。遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

A. フロントウインドステッカー→フロントウインド上部または、フロントウインド上のルーフトップ

※フロントウインドステッカーは、自作も可能とする。但し、上端からガラス面に沿って 10cm の幅、ベースは白。

B. スポンサーステッカー → 両ドア下部

6.2) AFO が規定する当該クラスのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを当該クラスのスポンサーの表示面と同一面に表示することはできない。

※ 1. A、B の各ステッカーへ、他のパーソナルステッカーを重ねて張る事は禁止される。また、6.1)、6.2)、を遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

6.3) タイヤメーカーの広告宣伝に関する制限：

タイヤメーカーの指定があるクラスは指定タイヤ以外のタイヤメーカーに関する広告を下記範囲にて禁止される。

- 1) 参加車両のボディ全体
- 2) ドライバー着用ヘルメット及び、スーツ等の全体
- 3) チームスタッフ全体
- 4) スターティンググリッド上でのアンブレラ

6.4) 車体色：自由

6.5) エアロパーツ色：自由

6.6) ゼッケン

各レース車両の最終ゼッケンは、AFO にて決定する。参加車両に下記内容のゼッケンを貼り付けること。

①ゼッケン

- ・文字サイズ：文字は縦 22cm 程度、線の幅 2.5cm 以上のサイズ。リアゼッケンは縦 16cm 程度、線の幅 2cm 以上のサイズ
- ・文字色：黒のみとする。
- ・文字体：ゴシック体

②注意事項

- ・ゼッケンは視認性に優れ、好デザインであり、はっきりと確認できること。
- ・ガムテープ等の応急処置ゼッケンは認めない。

③AE86・P-FR・86・BRZクラスは、フロントドアとクォーターパネルの範囲でゼッケンを NASCAR type Number にすることが出来る。但し、視認性の良い物にすること。

6.7) プログラムなどの参加車両名

15 文字迄はスポンサー用としての使用して良いが 1 文字でも多い場合はオーガナイザーにより消されることになるので注意すること。

参加車両名には車両名称 (Vitz・シルビア等) を入れる車両型式 (NCP131・S13 等) の使用は不可とする。

6.8) P-FR/AE86：2024年度にレース参加車両は、補修・修理等の際には上記の規則になるようすること。

第7条 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則

装備品は、乗員の保護が最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため各種の装備が必要となる。競技運転者は、自らを保護するという認識のもと、モータースポーツに適した装備品を着用する必要がある。

JAF/FIA は、競技用ヘルメット、耐火炎レーシングスーツなど主な装備品について公認しているため、参加する競技に適した装備品を選定すること。きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者はきつ過ぎない着衣を身に着けること。

選手権統一規則、競技会特別規則、各サーキットが独自に定めている規則等が本付則より厳しい装備品 (種類、仕様等) を指定している場合は、それに従うこと。

7.1) 装備品の種類

1) 競技用ヘルメット

- ・国際モータースポーツ競技規則付則 J 項のテクニカルリスト No.25 に記載された基準に適合したヘルメット
- ・JAF 国内競技車両規則第 4 編細則に従ったヘルメット。
- ・製造後「10 年」を経過したものを使用してはならない。

- 2) 耐火炎レーシングスーツ
JAF/FIA(FIA 基準 8856-2018又は8856-2000) 公認の耐火炎レーシングスーツの着用が義務付けられる。
- 3) 耐火炎レーシングシューズ
JAF公認 /FIA(FIA 基準8856-2018又は8856-2000) 認定の耐火炎レーシングシューズの着用が義務付けられる。
- 4) 耐火炎レーシンググローブ
JAF公認 /FIA(FIA 基準8856-2018又は8856-2000) 認定の耐火炎レーシンググローブの着用が義務付けられる。
- 5) 耐火炎バラクラバ
JAF公認 /FIA(FIA 基準 8856-2018又は8856-2000) 認定の耐火炎バラクラバの着用が義務付けられる。
- 6) 耐火炎ソックス
JAF公認 /FIA(FIA 基準 8856-2018又は8856-2000) 認定の耐火炎ソックスの着用が義務付けられる。
- 7) 頭部および頸部の保護装置 (FHR システム)
頭部と頸部の保護装置 FHR(HANS) システムについては、JAF 国内競技規則に従うこと。
(FIA 国際競技規則細則 L 項第 3 章に定められたものに限られる)
FHR(HANS) 使用については、JAF 国内競技車両規則に 従うこと。
- 8) 耐火炎アンダーウェア装着推奨
8) は、国内格式以下のレース競技で、JAF 公認 /FIA 認定耐火炎アンダーウェアを競技中、常に着用することを推奨する。特に、燃料補給を伴う競技には着用を強く推奨する。

第 8 条 走行データについて (対象：データロガーを使用する車両)

エントラントは、各予選、決勝終了毎に AFO に走行データを届ける義務がある。

・提出データを AFO が確認出来るように解析プログラムを提出し、確認出来るようにしなければならない。

届け出は、

8.1) 予選後のデータロガー提出に関して

(1) 車両保管がある場合

①オーガナイザーからの指示による時間 (例：車両保管開始から 30 分 など)

②特に指示がない場合、車両保管終了後～ 30 分

(2) 車両保管がない場合：予選終了後、直ちに抜き取り、提出しなければならない。

(3) 提出先：AFO のスタッフ

データが提出されない場合、また AFO にて、データを抜き取った場合は、シリーズポイントより減算

(1 回につき - 1 ポイントより、走行データの公開を求められた場合、これを拒むことは出来ない。

また、データの公開は AFO の判断により随時公開することができる。

※走行データ提出時の媒体：各種使用メディア(但し、使用できない場合、他のメディアでの提出を求める場合もある。)

※ファイル名に関して 提出するファイルは左記の 通り、名前を付け提出すること。

第 9 条 車両検査及び再車両検査における検査・失格

車両検査及び再車両検査において、当該レースの技術委員長、審査委員会及び AFO は封印を解除する権限を有する。

当該レースの車両検査において、失格裁定が下った場合は、当該レース競技会までのシリーズポイントを剥奪する場合がある。

第 10 条 参加申し込み

10.1) 各競技会オーガナイザーの指定する参加申込期間内に、所定の手続きに従って参加申し込みを行わなければならない。レースエントリーは全てオーガナイザー宛に提出する。

(注意事項)

①参加受付期間はレース開催の約 1 カ月前より開始されるので、事前にエントリー用紙をオーガナイザー宛に請求すること。

②参加申込は必ず受付期間中に完了すること。参加申込に関する不明な点はオーガナイザーに問い合わせること。

10.2) WEB参加申込

WEBより参加申込をする場合は、SCCNのホームページより申し込むこと。

<http://www.sccn.jp>

10.3) 参加申し込み先

第 1 戦～第 3 戦【詳細は開催日程を確認の事】

〒 141-0031

東京都品川区西五反田 8-8-16 五反田高砂ビル 903

ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)内 AFO 御中

Tel :03-6421-7967 Fax:03-6421-7968

第 11 条 参加料及び保険料

11.1) 参加料 ¥49,500. (税込み) AFO会費 ¥1,000.込み

振込先 楽天銀行 ビート支店(店番：210) 普通 5015669

エーエフオー ヤマズミトシヒロ宛 纏めてSCCNへ入金いたします。

※スポーツ安全保険に関する入金も可能です。

11.2) ドライバーは 900万円以上、ピットクルーは 400万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。既に加入済みの場合は、その旨競技会オーガナイザーに申告するものとし、上記金額に満たない場合はその不足分について、各オーガナイザーの指定する保険に必ず加入しなければならない。オーガナイザーが指定する保険への加入を強く推奨する。

11.3) 耐久レースに関しての参加料・保険料、耐久レースの競技規則に記載される。

第 12 条 レース (耐久レース含む)

12.1) レースのスタートは定位置からのグリッドスタートまたは、ローリングスタートとする。スタート方法、手順は各競技会特別規則による。

12.2) 完走周回数・公式予選通過基準タイム・レース成立周回数は、各競技会特別規則書に委ねられる。

12.3) 公式予選不通過者の決勝レース出場は、当該審査委員会に委ねられる。

12.4) 耐久レースが行われる場合は、競技規則は各オーガナイザーに委ねられる。尚、耐久レースはシリーズに含まれ、かつ、ポイントも与えられる。

第 13 条 予選組分け方法

13.1) 各大会において、決勝出走台数を 20% 以上上回る参加申込があった場合、クラス別に分けて予選を行うこともある。

13.2) 参加台数が少ない場合は、他のクラスに併合されレースは行われる。その場合のグリッドは、86/BRZ、AE86 と P-FR、TTC1400、Vitz と GT66 の 2 クラス別に分けられ、各クラスのタイム順にグリッドは決定される。また、スタンディングスタートの場合は、両クラス間を数グリッド空けて正式グリッドは決定される。

1) ローリングスタートの場合は、各クラスの先頭にセーフティカーを配置、予選タイムに関わらず 86/BRZ、P-FR/AE86 を前、TTC1400、Vitz、GT66 を後ろのグリッドとする。

2) 但し、競技団と審査委員会で別途グリッドが決定された場合はそれに従う。

第 14 条 無線機器【共通】

競技車両のドライバーとピットクルー・チームスタッフ間のトランシーバー・携帯電話等を含めた無線機器での通話は禁止される。

第 15 条 封印エンジン修理禁止および交換申請 (Vitz)

エンジンの封印を取り外して行う修理は認められない。また、エンジン本体を破損してしまった場合は封印済みのエンジン本体に交換しなくてはならない。その際はAFOへ連絡をし、エンジン手配または交換の手続きを行わなくてはならない。

第 16 条 車両、エンジン交換等の禁止 (Vitz)

当該大会期間中の下記作業は、いかなる場合も認められない。

16.1) 車両交換

16.2) エンジン交換

16.3) トランスアクスル交換およびトランスアクスルの脱着および本体の分解を伴う作業

第 17 条 ボデーの修復 (Vitz)

17.1) 競技会参加等によりボデーを破損し、AFOより指摘を受けた場合は、次回参加時まで原状

回復に努めなければならない。

- 17.2) ボデーの修復に関しては、トヨタ自動車(株)発行の「ボデー修理書」に従い、ボデーの修復を行わなければならない。なお、ボデー交換による修復は認められない。

第18条 タイヤ使用本数制限 (使用制限のあるクラスは従うこと)

- ・ Vitz Race (NCP131-VPNTMV/NPC131-VPNTXV) : マーキング要
 - ・ GT66 Race : マーキング要
- タイヤは晴雨兼用のタイヤで無ければならない。4本のタイヤは同一の種類で有ること。
- ・ 86/BRZ Race : マーキング要。4本のタイヤは同一の種類で有ること。
 - ・ P-FR /AE86 Race : タイヤに関して以下のメーカーの市販タイヤシリーズのみ使用できる。(株)ブリヂストン / 住友ゴム工業(株) / 横浜ゴム(株) / 東洋ゴム工業(株)
- 18.1) 予選・決勝スタート時まで使用できるタイヤの本数は4本とする。但し、耐久がある場合は除く。
- 18.2) 全タイヤに対してマーキングが施され、予選、決勝スタート時まで公式スケジュールにはマーキングが施されたタイヤを使用すること。(但し、予選後のタイヤ交換申請の場合はマーキングが施される。決勝スタート後(赤旗中断中を含み)のタイヤ交換は、8.7)を参照すること。
- 18.3) タイヤマーキング後の組み替えは禁止される。
- 18.4) タイヤのウォームアップ(タイヤウォーマー)、クールダウン、溶剤塗布などは禁止される。
- 18.5) タイヤに関する一切の加工は禁止される。
- 18.6) 予選終了までにバースト等のやむを得ない理由の場合は当該競技会技術委員長及び競技会審査委員会の判断により追加使用が許される。その際、予選終了後にタイヤ交換する場合、決勝レースは最後尾スタートとなる。グリッドは詰めて良い。また、2本以上の交換の場合は、ピットスタートとする。交換申請は、予選終了後30分以内か、予選終了後暫定結果が発表される前までのどちらか時間が長いものを申請時間とする。
- 18.7) 決勝レース中(赤旗中も含む)のタイヤ交換は、事故や接触において、技術委員長が特に認めたものに限り許可される。(耐久は除く)
- 18.8) タイヤの安全使用限界及び組み替え：
18.6)、18.7)を含み、全てのタイヤの使用摩耗限界点は、いついかなる場合(決勝終了時点まで)もスリップライン(1.6mm)を越えて使用してはならない。また、予選終了後のタイヤの組み替えは禁止する。
- 18.9) スリップラインの計測点に関して、タイヤ中央にあるスリップライン(1.6mm)が出てはならない。又、フラットスポットや車面との接触などに関しては考慮する。
- 18.10) タイヤの使用本数制限の規則からP-FR/AE86は除外される。

第19条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF国内競技車両規則第3編第1章第8条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている(潤滑油以外のいかなる添加物も含まない)自動車用無鉛燃料(ガソリン)を使用すること。
当該競技会の開催されるサーキットのガソリンスタンドで購入されたガソリンを使用すること。

第20条 エアバッグコンピューター (Vitz・)

公式車両検査開始前までには、下記作業を行っておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ずコネクターを接続しておくこと。
〔NCP131-2020922以前の車両〕 : エアバッグコンピューターコネクターの取外し。
〔NCP131-2020208以降の車両〕 : 運転席側エアバッグコネクターの取外し。
助手席側エアバッグコネクターの取外しは可能とするが、任意とする。

第21条 公式車両検査

- 21.1) 公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換(修復)は当該大会技術委員長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
- 21.2) 公式車両検査を受けて以降、競技車両を当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。また、登録票付き車両(NR-A)はレース終了後の公道走行チェックを受けるまで、競技車両を当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。また当該大会期間中にリタイヤした場合も、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ場外への持ち出しは認められない。
- 21.3) 当該大会技術委員長が必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがあ

る。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、失格までの罰則が適用されることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはAFOより代替品を貸与・提供する場合がある。

- 21.4) AFOが必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、AFOより厳しく罰せられることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはAFOより代替品を貸与・提供する場合がある。

第22条 車両検査

AFOが必要と判断した場合、公式車両検査とは別に車両検査を行う場合があり、当該車両に装着された部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、AFOより厳しく罰せられることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはAFOより代替品を貸与・提供する場合がある。

第 23 条 車両保管

競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される場合がある。その際には、リペアエリア整備申請により技術委員長が許可した場合以外は、車両保管解除前に保管場所から持ち出すことは認められない。

第 24 条 車両整備

大会期間中に認められる車両整備は以下のとおりとする。

- 24.1) エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
 - 24.2) ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換エア抜き作業。
 - 24.3) 冷却水の点検、クーラント又は水の補充。
 - 24.4) バッテリー液量点検、蒸留水の補充。
 - 24.5) タイヤ、ホイール清掃。
 - 24.6) タイヤエア圧点検、調整。
 - 24.7) ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
 - 24.8) ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液又は水の補充。
 - 24.9) ガソリン給油。
 - 24.10) 各種ステッカーの交換。
 - 24.11) 部品の取り外しを伴わないアライメント調整。
 - 24.12) シリンダヘッドカバーを脱着してのローラーロッカーおよびステムキャップシムの点検・修復。ただし、点検・修復を行う場合はAFOに申告すること。(Vitz)
 - 24.13) 上記項目以外で車両より部品の取外しを伴わない各部の清掃。
- ただし、リペアエリア整備申請により技術委員長が許可した場合はこの限りではない。なお、リペアエリア整備申請の受付期限は各セッション終了後もしくは車両保管解除後 1 時間以内とし、作業を行う場合は、AFOが指定するリペアエリアにて、AFOスタッフ立ち合いのもと、作業を行うこととする。

第 25 条 公道走行チェック(登録票付き車両：NR-A)

- 25.1) 全ての参加車両に対して、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
- 25.2) 公道走行チェックは、当該大会オーガナイザーが指定する時間・場所に於いて、大会競技役員立会のもと、AFOが指定した検査員が実施する。各参加者は検査開始から 6 0 分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。なお、車両破損等の影響により移動が出来ない場合は、AFOスタッフに申請をすること。
- 25.3) 検査項目：検査箇所は以下のとおりとする。

| | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| ①. 車体外板 | ②. かじ取り装置 | ③. 制動装置 |
| ④. 走行装置 | ⑤. 緩衝装置 | ⑥. 動力伝達装置 |
| ⑦. 電気装置 | ⑧. 原動機 | ⑨. 排気系 |
| ⑩. 灯火装置・方向指示器 | ⑪. 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置 | |

⑫. 競技走行において異常が認められた箇所
検査内容は J A F 指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。
ただし、下記検査内容を追加する。
 - ・エアバッグ機能の復元
 - ・最低地上高 (9 c m以上)
- 25.4) 検査の可否と処置

- ①公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はAFOが管理し、その指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない（キャリアカーの手配および費用は当該参加者負担）。規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
- ②検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の修理・整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

25.5) 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバーおよび車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第 26 条 サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項、L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」（JAF モータースポーツイヤーブック参照）を遵守しなければならない。H 項違反、または L 項に違反し危険行為と判定されたドライバーは、当該競技での罰則とは別に、AFO からも下記の通り罰せられる場合がある。

- 26.1) 各競技会において、当該競技団から H 項、L 項第 4 章の危険行為と判定され、当該審査委員会からペナルティ（訓戒を含む）を課せられたドライバーは、当該シリーズの全てのオーガナイザー及びエントラントに公示される。ペナルティポイントとして、その年度に獲得したシリーズポイントより、ペナルティの軽重によりその都度、最低 1～5 ポイント削減される場合がある。

①大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。本条項の「危険なドライブ行為」とは、

- 1) 衝突を起こしたものの
- 2) 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- 3) 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
- 4) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
- 5) FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項第 4 章第 2 条（下記 2.）に違反したもの等を指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。

1. 信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。

すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。2. 追い越し

- a) 走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を 1 台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。追い迫られている車両のドライバーが、そのバックミラーを十分に使用していないと思われる場合には、旗信号委員は、より速いドライバーがその者を追い越そうとしていることを知らせるために、青旗を振動表示する。青旗を無視したと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。
- b) 追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために 2 回以上進行方向を変更することは認められない。順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両 1 台分の幅をあけること。ただし、順位を守るための 2 回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。
- c) ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記 2. d) を侵さずにドライバーは再び合流することができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合のみ実施できる。走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。
- d) 重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、大会審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- e) いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。

3. レース中に停止した車両

- a) レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が、た退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。
- b) 車両がピットレーンの外側で停止した場合には、その車両がそこにあることが他のドライバーの危険とならないよう、あるいは妨げとならないよう、できる限り速やかに移動させなければならない。ドライバー自身がその車両を移動させることができない場合、そのドライバーを援助することはコース委員の義務とする。このような援助が、結果としてドライバーのレース復帰につながる場合は、いかなる規則違反もせず、かつ利益を受けることなくそれが行われなければならない。
- c) 走路で実行される修理は、ドライバー自身により車載されている工具および部品を用いて行うことのみが認められる。
- d) いかなる種類の補給も禁止されるが、当該車両が自己のピットに停車している場合は除く。
- e) ドライバーと正規に指名された競技役員以外は車両に触れることは認められない。ただし、当該車両がピットレーンにある場合は除く。
- f) 走路上で車両を押すことは禁止される。
- g) レースが中断された時間を除き、それがたとえ一時的にはあっても、サーキット上でドライバーによって放棄された車両は、いかなる車両であっても、当該レースを途中棄権したものと見なす。

4. ピットレーンへの進入

- a) ピットレーンへと導く走路区間は「ピット入口」と呼称される。
- b) 競技中、ピットレーンへの進入はピット入口を通じてのみ行うことが認められる。
- c) 走路を離れたり、もしくはピットレーンに進入しようとするドライバーは、その行為が安全であることを確認すること。
- d) 不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピット入口と走路の間の区分線は、いかなる方向であっても、ピットレーンに進入する車両が横断することは禁止される。

5. ピットレーンからの退去

ピットレーン出口には、緑色灯火と赤色灯火（あるいは類似の合図）が設置される。

車両は、緑色灯火が点灯（あるいは合図が出されている）時に限りピットレーンを離れることができる。

不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピットを離れる車両とトラック上を走行する車両とを区分する目的でピット出口のトラック上に引かれているいかなるラインも、ピットを離れる車両のいかなる部分が超えてはならない。

26.2) ペナルティポイントは、参戦したシリーズのシリーズポイントより削減される。シリーズポイントが無い場合は、マイナスポイントが付けられる。

| 違反内容 | 旗信号無視 (複数周回) | 他車への 衝突行為 | 旗信号無視 | 走路外追越 | 安全確認不足 |
|------|-------------------|---------------|------------------------|----------------|---------------------|
| 主な事例 | D ボード無視/ 複数周回の | 他車を巻き 込む行為 | 黄旗区間/ SC 中 の追越・スピン等 | 走路外からの 追越行為 | コース外から復帰時 安全確認不足 |
| 基準点数 | 2 点 | 1~2 点 | | 1 点 | |

26.3) 上記ペナルティは、同年度内のみとするが、前年度実績として、翌年度のオーガナイザー及びエンタラントに公示される場合がある。

26.4) ペナルティの種類

AFO は以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントマイナスする場合がある。

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」、当該大会に有効な安全規定およびそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則（訓戒を含む）を科せられたドライバーは、AFO、により罰則内容が公示される。

- ①、罰則内容が公示された1件ごとにAFO、が危険行為もしくは違反行為に該当すると判断した場合、下記ペナルティーポイントが付与される。また罰則内容により、レースディレクターが必要と判断した場合、ペナルティーポイントを加出し、付与される。

違反1内容

・累積
ペナ

| 違反内容 | 旗信号無視 (複数周回) | 他車への 衝突行為 | 旗信号無視 | 走路外追越 | 安全確認不足 |
|------|-------------------|---------------|------------------------|----------------|---------------------|
| 主な事例 | D ボード無視/ 複数周回の | 他車を巻き 込む行為 | 黄旗区間/ SC 中 の追越・スピン等 | 走路外からの 追越行為 | コース外から復帰時 安全確認不足 |
| 基準点数 | 2 点 | 1~2 点 | | 1 点 | |

ルティーポイントは年度を跨いで累積されるが、最終ペナルティーポイントが付与されてから 1 年間を経過すると全て削除される。

- ・当該シリーズ 1 大会参加後、新規ペナルティーポイント 0 点の場合、1 点減算される。(0 点以下にはならない)
 - ・事例が重複する場合は、ポイントが合算される場合がある。
- ②. ペナルティーポイントは参戦したシリーズ毎に加算・減算され、その累積点数(加算時のみ)により当該シリーズ次回参加時に下記表によりペナルティーが課される。

| 累積点数 | 罰則内容 |
|-------------|-------------------------------------|
| 各シリーズ 3 点 | 当該シリーズ次回参加時、3 グリッド降格 or 1st タイム抹消 |
| 各シリーズ 4 点 | 当該シリーズ次回参加時、5 グリッド降格 or 2nd タイムまで抹消 |
| 全シリーズ 6 点以上 | 厳罰(シリーズポイント剥奪/登録抹消等) |

・次回参加大会の参加台数判明後、ペナルティー内容(グリッド降格 or タイム抹消等)を決定し、公示。

2. 車両規定違反

ドライバーおよび参加者は車両規定、該当するJAF国内競技車両規定および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則(訓戒を含む)を科せられたドライバーは、AFOより罰則内容が公示される。またAFOが行う車両検査により、違反行為と判断した場合も罰則内容が公示される。罰則内容が公示された 1 件ごとにAFOが悪質な違反行為に該当すると判断した場合、ドライバー、参加者、車両に対して、厳罰(シリーズポイント剥奪/登録抹消等)が科せられる。

第 27 条 AFO管理スペース

27.1) AFO管理スペースの提供

参加者はAFOおよび協賛各社、当該オーガナイザーの為に車両にAFO管理スペースを提供しなければならない。また、管理スペースは参照図として別途記載する。

27.2) AFO指定ステッカーの貼付、AFO指定ステッカーの貼付位置および角度は「AFO指定ステッカー位置」参照図の通りとし、その他のステッカー等の貼付は認められない。なお、AFO指定ステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼付することとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない。

27.3) 特定広告の拒否

参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることをあらかじめ承知していなければならない。

第 28 条 賞典(各クラス別)

28.1) シリーズ賞典(詳細は賞典ページを参照の事)

ドライバーズポイントの合計上位 6 位までのドライバーに対し、賞典が授与される。シリーズ対象車両が 12 台以下の場合、授与されるドライバーの数はその数の 1/2 を超えない範囲で賞典が与えられる。

| | | | | | |
|---|-----------|-------|---|-------------|-------|
| 1 | 3 台まで | 1 位のみ | 4 | 8 台～9 台まで | 4 位まで |
| 2 | 4 台～5 台まで | 2 位まで | 5 | 10 台～11 台まで | 5 位まで |
| 3 | 6 台～7 台まで | 3 位まで | 6 | 11 台以上 | 6 位まで |

■レディース賞

獲得したシリーズポイント及び成績係数(成績/参加台数)を加味した最上位 1 名の女性ドライバーに与えられる。但し、年間を通じて 3 名以上の女性が参加している場合に、この賞典は設けられる。また、同ポイントの場合は、AFO で上記係数を加味して順位を認定する。

■エントラント賞(AE86/P-FRクラス)

エントラント登録(最大 2 台まで)を行ったチームに対し、各戦上位よりポイントを与える。但し、同ポイントの場合は、第 20 条 4) により決定する。また、シリーズ対象車両が 12 台以下の場合、授与されるドライバーの数はその数の 1/2 を超えない範囲で賞典が与えられる。

| | | | | | |
|---|-----------|-------|---|-------------|-------|
| 1 | 3 台まで | 1 位のみ | 4 | 8 台～9 台まで | 4 位まで |
| 2 | 4 台～5 台まで | 2 位まで | 5 | 10 台～11 台まで | 5 位まで |
| 3 | 6 台～7 台まで | 3 位まで | 6 | 11 台以上 | 6 位まで |

例) 1. ABC Racing で 2 台登録、ABC Racing2 で 1 or 2 台登録は可能。

2. 3 台目等奇数台数からは別名称で登録

■その他の賞

AFO はシリーズ賞以外に賞典を設けることがある。

28.2)各大会賞典 (詳細は賞典ページを参照の事)

- ①各大会の決勝レース結果にて第 6 位までのドライバーに対し、大会賞が授与される。
- ②各大会賞典は、参加した台数により下記の通り制限する。

| | | | | | |
|---|------------|-------|---|--------------|-------|
| 1 | 3 台まで | 1 位のみ | 4 | 8 台～ 9 台まで | 4 位まで |
| 2 | 4 台～ 5 台まで | 2 位まで | 5 | 10 台～ 11 台まで | 5 位まで |
| 3 | 6 台～ 7 台まで | 3 位まで | 6 | 11 台以上 | 6 位まで |

仮表彰は、各レース、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

第 29 条 シリーズポイント

29.1)各大会のシリーズポイント

- ①各大会ごとに予選正式結果の上位 6 位までのドライバーに対し下記のドライバーズポイントポイントをポイント与える。耐久レースの場合は 1 / 2 ポイントを与える。但し、ポイントは参加台数により変動する。

■ポイント表

| 順位 | 1 位 | 2 位 | 3 位 | 4 位 | 5 位 | 6 位 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 12 台以上 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10～11 台 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 8～9 台 | 4 | 3 | 2 | 1 | | |
| 6～7 台 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 4～5 台 | 2 | 1 | | | | |
| 1～3 台 | 1 | | | | | |

- ②各大会ごとに決勝レース正式結果の上位 10 位までのドライバーに対し下記のドライバーズポイントを、また、完走者には 1 ポイントを与える。耐久レースの場合は 1 / 2 ポイントを与える。但し、ポイントは参加台数により変動する。

■ポイント表

| 順位 | 1 位 | 2 位 | 3 位 | 4 位 | 5 位 | 6 位 | 7 位 | 8 位 | 9 位 | 10 位 | 完走 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 12 台以上 | 20 | 15 | 12 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ～11 台 | 15 | 12 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ～10 台 | 12 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | |
| ～9 台 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | |
| ～8 台 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | |
| ～7 台 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | |
| ～6 台 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | |
| ～5 台 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | |
| ～4 台 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | |
| ～3 台 | 2 | 1 | | | | | | | | | |
| 1～2 台 | 1 | | | | | | | | | | |

シリーズ終了後の合計獲得ポイントの多い順に第 6 位まで決定する。但し、シリーズを通して 2 戦以上の参戦者をシリーズランキングの対象者とする。

29.2)各大会のエントリーシリーズポイント(AE86/P-FRクラスのみ)

- ①上位者が登録されていない場合は、登録されている所から与え、同様に 2 位～ 6 位まで、繰り下げてポイントを与える。
- ②同一の登録チームが 1～ 6 位まで複数有った場合は、その登録された複数チームにそれぞれのポイントを与える。
- ③本レースに参加するチーム及び個人であれば登録可能。但し、ポイントは参加台数により変動する。

■ポイント表

| 順位 | 1 位 | 2 位 | 3 位 | 4 位 | 5 位 | 6 位 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 12 台以上 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10～11 台 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 8～9 台 | 4 | 3 | 2 | 1 | | |
| 6～7 台 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 4～5 台 | 2 | 1 | | | | |
| 1～3 台 | 1 | | | | | |

29.3)ペナルティポイントに関して

AFO は以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントをマイナスする場合がある。

- ①口ガーデータの未提出 - 1
- ②テクニカルパスポートの紛失 - 5
- ③ H 項、L 項違反によるペナルティが発生した場合は、罰則の軽重により最低 - 1 ～ - 5

29.4)同順位の決定

- (1) 各シリーズにおいて同ポイントの順位決定方法
同ポイント者が存在した場合は次の方法の順でシリーズ順位を決定する。
- ①決勝 1 位～ 6 位までの獲得数の多い者が上位。
 - ②参戦数の多い者が上位。
 - ③最終の順位の上位の者。
 - ④ AFO が決定する。

第 30 条 シリーズ表彰式

シリーズ入賞者は、原則としてシリーズの表彰式に参加しなければならない。ただし、参加できない場合には、代理人を参加させる事。尚、シリーズ表彰式が開催されない場合には、別途 AFO より告知する。

第 31 条 本 Sporting Regulation に記載されていない事項

本 Sporting Regulation、Technical Regulation に記載されていない事項については、各大会特別規則及び公式通知または、Bulletin によって示される。

第 32 条 AFO の権限

- 32.1)本スポーティングレギュレーション及びテクニカルレギュレーションにおいて、記載無き部分の疑義が生じた場合は、AFO の権限において裁定される。
- 32.2)AFO はオーガナイザーと協議の上、モラルハザード委員会を設け、走行の安全の一助とし、ドライバーへのジャッジを行うことが出来る。

第 1 条 総則

本 Regulation は、JAF 公認レース競技会として国内で開催される各レースシリーズに参加する全ての車両の製作、改造に適用され、競技車両の安全確保、性能均衡による競技の安全性の維持等の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

AFO は規定の変更を行う権利を留保する。但し、安全性の確保を目的とした変更は予告無く即時適用される。

また、不明な点に関しては、国内競技車両規則第 3 章・第 4 章・第 5 章に準拠し、AFO は規定の解釈を発表する場合もある。

〈第 1 章〉 車両の分類

第 1 条 競技車両 (グループ)

- ・ Vitz Race : トヨタ ヴィッツ「RS Racing」(車両型式: NCP131-VPNTMV) および「Vitz GR SPORT " Racing " Package」(車両型式: NCP131-VPNTMV/NCP131-VPNTXV) とし、TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。もしくは、AFOが特別に認めた車両とする。本レースは、2021年JAF国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定に定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていないといけない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。
また、サーキット走行をする上で、安全規定に関しては2021年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定を遵守すること。
クラス: Vitz・Vitz CVT・Vitz M (簡易改造) 3クラス
- ・ GT66 Race : 660cc 以下の排気量の車両とし、過給器付き (GT66T) と無加給 (GT66N) が参加出来る。
但し、公認または登録されていない車両については、事前に AFO の許可を受けなければならない。
- ・ 86/BRZ Race(N1) / 86BRZ チャレンジカップ (NR-A) / GR 86BRZ (NR-A) : トヨタ 86 Racing (型式: DBA-ZN6-VPNT8A) を含む全グレードの車両
スバル BRZ RA Racing (型式: DBA-ZC6) を含む全グレードの車両
- ・ AE86 Race : TOYOTA社製のレビン・トレノの車両型式AE86・AE85に限られる。: NEとして離
AE85のボディを使用し、4AGエンジンを搭載した車両の参加を認める。
- ・ P-FR Race : 1600cc以上2000ccまでのフロントエンジン・リアドライブの車両: N1として開催
(但し、AE85,86の車両は参加できない。)

〈第 2 章〉 競技車両の排気音量規制

国内で開催されるJAF 公認レース競技会に参加する車両は以下の排気音量に対する規制が適用される。記

1. エントラントは開催場所の周辺の環境を守るために都道府県が制定した音量に関する規定およびオーガナイザーが決める排気音量に関する規定に従うこと。ただし、最大音量は、測定距離 3m の場合、90dB(A) 以下とする。但し、各クラスで決められた場合はその限りではない。
2. 参加車両の音量に関する規定は J A F 国内競技車両規則第 4 編付則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」に従うこと。

〈第 3 章〉 一般規定

第 1 条 車両の定義

1.1) 同一車両:

同一の生産系列に属し同一の車体構造(外部および内部)、同一の機械構造部分および同一のシャシー構造(モノコック構造の場合、このシャシーは車体と一体となっている)を有する車両をいう。
機械構造部分とはエンジン、駆動、懸架、操向および制動の諸装置をいう。

- 1.2) 車両の型式（モデル）：
車体特有の設計や外観、同一機械構造のエンジンおよび動力伝達装置によって区別できる生産系列の車両をいう。同一型式の判定には打刻又はメーカー発行のコーションプレートが参照される。
- 1.3) 競技車両の確認：
競技車両の型式は打刻又はメーカー発行のコーションプレートによって証明される。オーガナイザーは車両の検査のとき、または疑問のある場合、本 Regulation 及び販売会社のために発行された整備要領書、または、あらゆるスペアパーツを記載してあるカタログと照合する必要がある。
エントラントが提示を行わなかったときは、オーガナイザーは出場を拒否することができる。
エントラントは自分の車両が競技車両として、競技に参加できうる車両であることを証明するための本 Regulation 及び販売店のために発行された整備説明書、または、あらゆるスペアパーツを記載してあるカタログなどを常に携帯することが義務付けられている。
- 1.4) 車体（ボディ）：
車体とは以下のことを意味する。
外側：完全に懸架されている車両のすべての部分で、空気の流れにさらされる部分。内側：車室内の見える範囲のすべての部分及び荷物室。完全に密封されている車体構造に該当する。
- 1.5) 電子システム：
1.5.1) クローズド・ループ電子制御システム
以下の条件を満たす電子制御システムを言う。
①連続的に実際値（可変制御）を監視するもの。
②フィードバック信号を期待値（参考可変値）と比較するもの。
③演算結果により自動的に調整するシステム。
例：シャシーの制御、電子クラッチ、ファイナル・ディファレンシャル、車高調整サスペンションなど。
- 1.5.2) ドライバーが作動させ、ひとつもしくは複数のシステムに作用する単純な自動でない電気スイッチは、電子制御とはみなされない。
- 1.6) データロガー
走行中の各部状況をセンサー等により数値データ化し記録するシステム。データはメモリーに蓄積され、走行後確認することが出来る。
- 1.7) 用語：
①改造の定義に関して
修正加工：元の部品を使用することで旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工などが許される。また、少なくとも原型から外観が著しく変更してはならない。
交換：同一の部品（部材）に交換することでありボルトオンを基本とする。従って、交換に際しての改造や修正加工作業は許されない。
追加：部品類を追加および新たに設置（装着）することであり、取付けに伴う最小限の改造は許される。
変更：同等の機能を有する（部材）に変更することであり、取付けに際して支持具（部）に対する最小限の改造が許される。変更には交換および修正加工作業が含まれる。
調整：部品および車体構造に対して改造や修正加工作業を伴わない整備作業。
自由：同一型式車両の部品を使用することなく、他社の部品へ変更ができる。
- ②その他
指定部品：指定部品に対する一切の修正・加工は禁じられる。但し、Bulletin 等で連絡されたものは除く。
細則：JAF 国内競技車両規則第 4 編細則を参照すること。

第 2 条 一般事項

- 2.1) 適合性：
競技に出場するすべての車両は本章および第 4 章“安全規定”に従うことが義務づけられる。また、改造する場合は、その車両が属しているグループに対し許される範囲内とする。競技期間中いかなるときでも、車両がそのすべてにわたってこれらの規定を遵守していることを競技会の技術委員および審査委員の求めに応じて説明および検証作業に応じることは各エントラントの義務である。

- 2.2) 許される変更の限度：
各車両は、各グループにより許される変更の限度があり、当該型式の車両に通常取り付けられている部品／仕様に対する改造および変更（取り付け、取り外しを含む）の限度は本規定によって各グループに対し明白に定められている。許される変更の限度は本章（一般規定）の他に、第4章の規定によって個々に定められている。このグループごとの規定に記載されていない事項については、本章に従わなければならない。
- 2.3) マグネシウム：純正部品を除き使用は禁止される。
- 2.4) ねじ山の修理：破損したねじ山は同一内径の新たなねじ山をきることによって修理することができる（ヘリコイル形式）。

第3条 寸法および重量

- 3.1) 最低地上高：
車両の左右一つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストはレース出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われること。
- 3.2) 最低重量：

| | | | |
|---------------|-----------------|---------------|-------------|
| ・ Vitz Race | : 1020kg | | |
| ・ GT66 Race | : GT66N : 600kg | GT66T : 750kg | |
| ・ 86/BRZ Race | : 1110kg | | |
| | : JP-1 1220Kg | JP-2 1240Kg | JP-3 1260Kg |
| | : JP-4 | | |
| ・ AE86 Race | : 830kg | | |
| ・ P-FR Race | : 940kg | | |

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満し、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。競技中、いかなるときでも上記に記載されている最低重量より車両が軽くなってはならない。疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。

- 3.3) バラスト：
1個あるいは数個のバラストによって最低車両重量を満たすことが許される。ただし、バラストは十分な強度を有する単一構造体で、工具によって、車室または荷物室の床に目に見えるように取り付けられ、封印できる構造でなければならない。上記条件を満たせば、1個のスペアホイールまたはリムをバラストとして使用してもよいが、当初の搭載位置に当初の取り付け方法で搭載しなければならない。

第4条 エンジン

- 4.1) 気筒容積：
気筒容積：ピストンの上下運動により1個または複数の気筒内に生じる容積Vをいう。
 $V = 0.7854 \times b^2 \times s \times n$ で (b= ボア、s= ストローク、n= 気筒数)
- 4.2) 車室内においての始動：
ドライバー席に着座したドライバーによって操作可能な、車両に搭載されている電気による始動装置を持たなければならない。

第5条 動力伝達系統

すべての車両は競技をスタートする時点において、正常に作動する後退ギアを含むギアボックスを搭載していなければならない。また、この後退ギアは正常に着座したドライバーによって操作できなければならない。

第6条 ホイール、スペアホイール

- 6.1) ホイール：
ホイールサイズは、第5章第4条4.3)を参照のこと。
コンプリートホイール幅の測定：ホイール幅は地上に置かれた車両に取り付けられた状態で測定する。車両はレース出走状態であって、ドライバーが搭乗している状態とする。ホイール幅の測定点は、地面に接している箇所を除くタイヤ周辺の、いかなる箇所においても測定できるものとする。

コンプリートホイールの要素として、複合タイヤが装着されている場合、コンプリートホイールは、これらのタイヤが使用されているグループに関する最大寸法に合致していなければならない。コンプリートホイールの幅：リムとタイヤを合わせた幅をいう。

6.2) スペアホイール：スペアホイールの搭載は義務づけられない。

第7条 タイヤ：タイヤは地表以外の部分と接触してはならない。

第8条 車 体

8.1) ドア：すべての車両のドアは、開閉装置と蝶番を備えていなければならない。

8.2) ホイールアーチ：

車両のホイールアーチは暫定的な性格のものであってはならず、しっかりと固定されており、かつ、車体との間に隙間があってはならない。ホイールアーチはコンプリートホイールの上に張り出し、ホイールハブ中心から計測して、少なくとも車輪回転軸を通過する垂直線の前 30°、後50°の範囲を効果的に覆うものでなければならない。

ホイールアーチのフランジ部は、タイヤとの接触を避けるために内側に折り曲げなければならない。合成樹脂の場合、その部分を最小限切除することが許される。

8.3) 車 室：

8.3.1) 車室とは、固定された前部隔壁と後部隔壁で仕切られた空間をいう。

8.3.2) 2ボックス車両等で、後部隔壁が明確な壁形状を形成されない構造で床面と連続している場合は、最後部座席シートバック背面直後で、当該面と同等の角度を持った面を想定後部隔壁とし、それと前部隔壁で仕切られた空間をいう。

8.3.3) 2座席車両で、当初から後部隔壁が存在しない場合は、前部隔壁と、2)で定義する想定後部隔壁または床の底部主平面（フランジを除いたサイドシル下面の直線部に平行な面）から立ち上がった面で仕切られた空間をいう。

8.3.4) 車室は、エンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギヤボックス、プロペラシャフトから隔壁で、完全に隔離されていなければならない。

8.3.5) 車室の隔壁は、堅固で防火性に富んだ材質を持つものでなければならない。（第4章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第17条参照）

8.3.6) 危険性のある全ての物体（《バッテリー（ドライバッテリーを除く）、可燃性のある物品等（車室内設置が認められるバッテリーを除く）》）は、車室以外に搭載しなければならない。なお、車室内に取り付けが許される付属品とは、スペアホイール、工具、取り替え部品、安全装置、通信装置、パラスト（許されているもの）、ウインドスクリーンウォッシャー液容器、クールスーツ用諸装置をいう。

8.3.7) オイルタンクを荷物室取り付けの場合、漏油および耐火の隔壁で完全に仕切られていなければ許される。

8.3.8) 車室内にヘルメットおよび工具の収納容器を設置する場合、その容器は難燃性の材質で造らなければならない。火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

第9条 電気系統：

電気系統の定格電圧は、イグニッションスイッチの供給回路の電圧を含み、オリジナルを保たねばならない。

第10条 燃料系統：

10.1) 燃料－燃焼物

10.1.1) 燃料は、通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）ガソリンでなくてはならない。オーガナイザーは JAF 国内競技車両規則に適合しない市販燃料を指定することが出来る。

10.1.2) 複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体／液体／固体を混入して使用することは一切禁止される。

10.2) 燃料タンクの容量：

燃料タンク総容量（主タンクと補助タンクを合わせた）は次の限界以下のものでなければならない。

（各レース車両において当初の燃料タンクを使用する場合はその限りではない。）

| | |
|--------------------------------|---------|
| 気筒容積 700cc までの車両 | 60 リットル |
| 気筒容積 700cc を超え 1,000cc までの車両 | 70 リットル |
| 気筒容積 1,000cc を超え 1,400cc までの車両 | 80 リットル |
| 気筒容積 1,400cc を超える車両 | 95 リットル |

第 11 条 障害者用操作装置

国内競技車両規則第 4 編細則「アクセサリ等の自動車部品」6. に従った障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者の使用は許されない。

(第 4 章) 安全規定

改造および付加物取付け等により競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

安全性確保の見地から、その事例は「AFO Bulletin」にて広報される場合がある。

第 1 条 配管類

1.1) 配管類の保護

燃料およびオイルとブレーキ配管は、外部から損傷を受けぬよう（飛石、腐食、機械的損傷等）、すべてを考慮して保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災及び損傷を発生させない配慮を必要とする。

量産車の装備がそのまま維持される場合は追加の防護は任意。防音材および防振材等を取り除くことにより配管や配線類が露出する場合には適切な防護策を講じなければならない。燃料配管について、金属部分が絶縁部品によってボディシエルから隔離されている場合は、ボディシエルと電気的に接続されていなければならない。

参加車両で該当する場合は、下記内容にて実施する。

1.2) 仕様および取付け

量産の装備が保持されない場合は以下の適用が義務付けられる。取り付け具は下記の仕様に従って製造されていなくてはならない。

①液体用配管の取り付け：

(1) 冷却水または潤滑油を収容する配管：車室外部になくなくてはならない。

(2) 燃料または油圧液を収容する配管：車室を通過してもよいが、第 4-1 図および第 4-2 図に従った前後の隔壁部分とブレーキ回路およびクラッチ液回路を除き、車室内部にいかなるコネクターも有さないこと。

②液体用配管の仕様：

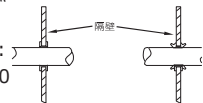
燃料配管、潤滑油は移管および加圧される油圧液を収容する配管の取り付け具は下記の仕様に従って製造されていなくてはならない。柔軟なものである場合は、これらの配管はネジ山のついたコネクター、はめ込み式のコネクター、あるいは自動的に密閉されるコネクターと、摩擦と炎に耐え得る（燃焼しない）外部網材を有していなくてはならない。

(1) 燃料配管の仕様（インジェクターへの連結部を除く）：
135℃（250° F）の最低作動温度で 7 M Pa(70bar/1000 psi) の最低破裂圧力を有していなければならない。

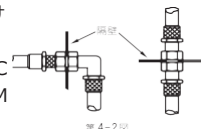
(2) 潤滑油の配管の仕様：232℃（450° F）の最低作動温度で 7 M Pa(70bar/ 1000psi) の最低破裂圧力を有していなければならない。

(3) 加圧下にある油圧液を収容する配管の仕様：232℃（450° F）の最低作動温度で最低破裂圧力 28 M Pa(280bar/4000psi) を有しなくてはならない。

油圧システムの作動圧力が 14MPa(140bar/2000 psi) を超える場合は、作動圧力の少なくとも倍の破裂圧力を有していなくてはならない。



第 4-1 図



第 4-2 図

第 2 条 ブレーキ

2.1) ブレーキ

同一のペダルによって作動する二重回路。ペダルは通常、すべてのホイールに作動するもので

あること。制動装置のパイプに漏れもしくは欠陥が生じた場合でも、ペダルは少なくとも2つのホイールに作動しなければならない。量産車にこのシステムが取り付けられている場合は変更を必要としない。

2.2) 駐車ブレーキ

駐車ブレーキ装置は左右同時に作動すること。

第3条 ファスナー（締め金具）の追加（登録票付き車両は除く）

フロントおよびリヤボンネットとトランクリッドには少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。ファスナーは赤（もしくは対照的に目立つ色）の矢印で明示されなければならない。元のファスナーおよび開口を維持する装置（ダンパー等）は作動しないように処理するか取り除くこと。

第4条 安全ベルト

安全ベルトは、その材質、取付方法などを含め「レース競技における安全ベルトに関する付則」に従ったフルハーネスタイプでなければならず、その肩部ストラップは幅 75mm 以上を有していなければならない（ヘッドアンドネックサポート指定ベルトは除く）。

また、衝突時の「サブマリン現象」防止の観点から「脚部ベルト」を追加した6点式以上の装備・装着しなければならない。安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

第5条 消火装置－消火系統

すべての車両は手動消火器を装備することが義務付けられる。手動消火器を自動消火装置に取り替えることができる。

5.1) 手動消火器

手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。

5.1.1) 取り付け

各々の消火器の取り付けは、クラッシュ時の減速度25Gがいかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならない。取り付け方向は車両の前後方向中心線に対し直角に近い状態であること。（リベット止めは禁止される）金属性ストラップの付いたラビッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる。（最低 2 箇所に装着することが推奨される。）全ての消火器は十分に保護されていないなければならない。

5.1.2) 取り付け場所・取り外し

消火器はドライバーが容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。

5.1.3) 下記情報を各消火器に明記しなければならない。

- 容器の容量
- 消火剤の種類
- 消火剤の重量もしくは容量
- 消火器の点検日

5.1.4) 消火器の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から2年以内とする。（消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から2年を過ぎて使用してはならない。）但し、2年毎の点検を継続したとしても消火器の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超過して使用することは出来ない。

- 消火器の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（又は初回充填期日）から7年間を限度とする。

- 消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とする。

5.1.5) 2年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。外部が損傷している容器等機能／性能影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。

5.1.6) 仕様

同一の消火剤を有する1つあるいは2つの消火剤容器とする。粉末 2.0kg 以上の内容量、または、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項目第 2 5 3 条に記された消火剤および内容量を装備すること。すべての消火器は耐火性でなければならない。

5.2) 自動消火装置

自動消火装置とは、車両に固定された消火装置が、車室内とエンジンルームに対し起動装置によって同

時に作動するものをいう。

5.2.1) 取り付け

各々の消火装置の容器は、いかなる方向にクラッシュ時の減速度が加わってもそれに耐えられるように取り付けられなければならない。

5.2.2) 操作 - 起動

2つの系統は同時に起動しなければならない。

いかなる起動装置も認められる。しかしながら、起動系統が機械式だけでない場合、主要エネルギー源からでないエネルギー源を備えなければならない。

運転席に正常に着座し、安全ベルトを着用したドライバーが起動装置を操作できなければならない。車両の外部のいかなる者も同様に操作ができること。外部からの起動装置はサーキットブレーカーに接して、あるいは、それと組み合わせて位置しなければならない。

また、赤色で縁どられた直径が最小 10cm の白い円形内に赤色で E の文字を描いたマークによって表示されなければならない。ヒートセンサーによる自動起動装置が推奨される。装置はいかなる車両の姿勢にあっても、たとえ車両が転倒した場合でも作動しなければならない。

5.2.3) 下記情報を各消火器に明記しなければならない。

- 容器の容量
- 消火剤の種類
- 消火剤の重量もしくは容量
- 消火剤の点検日

5.2.4) 消火装置の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から2年以内とする。(消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から2年を過ぎて使用してはならない。)但し、2年毎の点検を継続したとしても消火装置(消火器)製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することは出来ない。

- 消火剤の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日(又は初回充填期日)から7年間を目処とする。

- 消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年(月)表示である場合、有効期間の起算日は当該年(月)の末日とする。

5.2.5) 2年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。外部が損傷している容器等機能/性能影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。

5.2.6) 仕様

FIA テクニカルリスト No.16 の消火システム、または FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項目第 2 5 9 条 1 4 に記された消火剤および内容量を装備すること。消火装置は耐火性でなければならない。また衝撃に対して防護されなければならない。消火剤の噴出ノズルは、ドライバーに直接消火剤がかかることのないように取り付けなければならない。(凍傷の危険)

5.2.7) 放射時間

車室内 : 最短 3 0 秒 / 最長 8 0 秒
エンジン : 最短 1 0 秒 / 最長 4 0 秒

両方の消火器が同時に作動しなければならない。

第 6 条 ロールケージ

6.1) 全般

ロールケージの取り付けが義務付けられる。

ロールケージは以下の何れかであること :

a) 国内競技車両規則第 4 章第 6 条 6.2 項以降の条項に記された要件に従い製作されたもの b)

J A F または他の A S N が公認あるいは認証したもの(「ロールケージ製造者のロールケージ J A F 公認申請手続きに関する付則」に基づき J A F が公認したものを含む) J A F または他の A S N が承認し、製造者を代表する資格を有する技術者が署名した公認の書類または証明書、大会の車両検査委員に提出しなければならない。

2003 年 1 月 1 日より、A S N によって公認され販売されるすべての新規ケージは、当該製造者が貼付する識別プレートによって識別されなければならない。この識別プレートは複製できたり移動できたりしてはならない(埋め込み、刻印、あるいは剥がすと破損するタイプのステッカー等による)。

この識別プレートには製造者の名称、A S Nの公認番号あるいは認証番号、製造者による個別の製造番号の記載がなければならない。

同一の製造番号が記載されている証明書を車両に付帯させ、これを大会の車両検査委員に提出しなければならない。

c) 安全ケージ公認規定に基づき F I A が公認したもの

このロールケージは F I A により公認された車両の公認書に対する追加公認（V O）の対象とならなければならない。

1997年1月1日以降に公認され販売されたすべてのケージには、製造者の識別と製造番号がはっきりと視認できるようになっていなければならない。

ロールケージの公認書式には、この情報の記入方法とその場所が特定されていなければならない、購入者は、これに対応した製造番号の付された証明書を受領しなければならない。

公認または認証されたロールケージに対する改造は禁止される。

素材またはロールケージへの恒久的な変更を伴う、ロールケージへの機械加工、溶接によるいかなる工程も改造と見なされる。

事故により損傷を受けた公認あるいは認証されたロールケージに対するすべての補修作業は、当該ロールケージ製造者が実施するか、あるいはその承認の下で実施されなければならない。

ロールケージのパイプには液体またはその他のものを通してはならない。

ロールケージは、搭乗者の乗降を著しく阻害してはならない。

部材は、ダッシュボードとトリムおよび後部座席を貫通して、搭乗者用の空間へ侵入してもよい。後部座席は折り畳まれてよい。

※ロールケージの最低限の構成

ロールケージの最低限の構成は、以下の通り定義される：

ドアバーおよびルーフの補強は、6.3.2.1.2 項および 6.3.2.1.3 項に従い異なる構成でもよい。

| 車両公認・登録時期 | 最低限の構成 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 2002年12月31日以前 | 第 4-39 図又はその左右対称（但し、斜行部材は第 4-9 図から第 4-12 図、あるいは第 4-26 図から第 4-27 図の方式も可） |
| 2003年1月1日～ 2005年12月31日 | 第 4-40 図またはその左右対称 |
| 2006年1月1日～ 2007年12月31日 | 第 4-41 図またはその左右対称 |
| 2008年1月1日～ | 第 4-42 図またはその左右対称 |

※詳細は国内競技車両規則 第 4 章 公認車両および登録車両に関する安全規定の第 6 条ロールケージを参照して下さい。

6.2) 登録票付き車両レース

ロールケージは AFO の指定部品を使用しなくてはならない。尚、乗員保護のため頭部等に接触のおそれのあるロールケージの部位は緩衝材で覆わなくてはならない。緩衝材は、難燃材を使用しなければならない。

車体への取り付けに関しては、如何なる部分も車体へ溶接及び改造してはならない。

指定部品番号：

(車台番号NCP131-2029638以前の車両)

- 品番：66510-KP300 (ロールケージASSY)
- 品番：66522-NP900 (ロールケージパッド)
- 品番：66552-TC003 (ロールケージパッド)
- 〔旧品番66522-NP920〕

(車台番号NCP131-2029699以降の車両)

- 品番：66510-KP330 (ロールケージASSY)
- 品番：66552-TC003 (ロールケージパッド)
- 〔旧品番66522-NP920〕



第 4-39 図



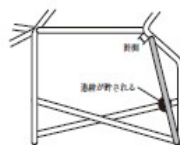
第 4-40 図



第 4-41 図



第 4-42 図



第 4-42A 図

第7条 後方視界（室内ミラーおよび室外ミラー）：

後方視界は、リヤウインドウの少なくとも幅 50cm、高さ 10cm の範囲を見渡せる 1つの室内ミラー、および 2 個の室外ミラーによって確保されなければならない。

第8条 けん引用穴あきブラケット(登録票付き車両は各規則による)

参加車両は、前部の牽引フックは可倒式またはケーブルループ式でなければならない。(AE86/P-FR 推奨) 但し、下記要件の②を満たすこと。

すべての車両はすべての競技に際し、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引用穴あき用ブラケットは、車両をけん引して移動するのに取り付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。

車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。これらは、明確に視認でき、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に着色されていること。

鉄製けん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。

- ①材質は、スチール製でなければならない。
- ②最小内径：50mm (車両に装着した状態で直径 50mm および長さ 50mm の丸棒が通ること)。
- ③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。
- ④板製の場合、最小断面積 100mm² (取り付け部分も含む)
- ⑤丸棒の場合、最小直径 10mm 以上。

第9条 ウインドシールド

前面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。

指定ステッカーのあるクラスはフロントガラス上端からガラス面に沿って 10cm の幅で「自作または AFO 指定」のステッカーを貼付することができる。その外側表面には、1枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。

但し、登録番号表付き車両はフロントガラスに貼付できない。フロントガラス上部のルーフ部分に貼付することができる。

第10条 ウインドシールドの安全固定装置（登録番号表付き車両は除く）

ウインドシールドの安全固定装置を自由に設けて良い。

第11条 サーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）（登録番号表付き車両は除く）

イグニションスイッチおよび燃料ポンプスイッチは、その位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。イグニションスイッチおよび燃料ポンプスイッチを変更する場合、ON の位置が上、OFF の位置が下になければならない。

また、運転席および車外から操作できるすべての回路を遮断する各々独立した放電防止型のサーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）を装備しなければならない。これらはすべての電気回路を遮断できるものであり、エンジンを停止することのできるものであること。その場所は外部から容易に発見できる位置とし、赤色のスパークを底辺が最小 12cm の青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。引くことにより機能する車外操作部を持つサーキットブレーカーをフロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置すること。

ただし、車両の構造上フロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置することが不可能な場合、センターピラーあるいはクォーターピラーの外部から操作可能な位置に装着することが許される。

第12条 安全燃料タンク（登録番号表付き車両は除く）

12.1) 安全燃料タンク

安全燃料タンクを使用する場合、JAF または FIA 公認の安全燃料タンクの使用が義務付けられる。安全タンクは約 5 年を経過した後に強度が急速に低下するため、ブラダーは製造者が検査し、次の 2 年間までの使用を保証しない限り、製造年月日から 5 年以上経過したものを使用してはならない。ただし、その場合でも製造年月日から 7 年を超えて使用してはならない。コレクタータンクを別に装着する場合は最大容量 2 リットルまでとする。安全燃料タンク本体(燃料ブラダー)が、当初から耐火/耐浸透性のケース(コンテナ)に収納されていない場合、コンテナに収納してから車体に取り付けなければならない。

コンテナは、厚さ 1.0mm 以上のスチール、または厚さ 1.6mm 以上のアルミニウム、あるいはそれらと同等以上の強度を有することを証明できる不燃/不浸透性の材質で作られており、燃料

ブラダーに記載されている表示項目（製造者名、型式、製造に用いられた基準、製造年月日、製造番号）を判読できる窓または表示項目内容の証明書類を備えていなければならない。摩擦や異物混入による燃料ブラダーの損傷を避けるため、コンテナと燃料ブラダーとが密接してはならない。コンテナの車体への取付は暫定的であってはならず、また、取付によりコンテナが変形するようなことがあってはならない。

参加車両については安全燃料タンクの装着を強く推奨する。

安全燃料タンクは当初の位置あるいは荷物室に取り付けることが許される。漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。当初の燃料タンクの移動によって生じた空間部をはめ板でふさぐことは許されるが、空気力学的効果が生じてはならない。取付けのための最小限の車体改造は許される。

取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

第 13 条 座席

13.1) 当初の座席を変更する場合、FIA 基準 8855-1999 または FIA 基準 8862-2009 に従ったものの使用が強く推奨される。なお、ヘッドレストは含まれていること。

13.2) 前部座席は後方に移動できる。しかし当初の後部座席の前端によって区切られた垂直面を超えてはならない。ただし、ヘッドレスト部分は考慮されない。

13.3) 助手席ならびに後部座席は、（それらのバックレストを含めて）取り外すことができる。

13.4) 当初の座席の取り付け具または支持具が変更される場合、支持具は以下のいずれかに取り付けられなければならない。

－座席を固定するために使用されている

当初の固定点

－付則 J 項第 253-65 図に合致する座席固定用の固定点座席支持具は第 4-65 図に従って、最小直径 8mm のボルトを使用し、1 座席につき少なくとも 4 箇所座席固定用の固定点に取り付けられなければならない。各取り付け点について、支持具、車体/シャシーと当て板の接触面積は最低 40 cm² であること。

13.5) 座席は、直径が最低 8mm のボルトを使用し、座席の前部 2 ヶ所後部 2 ヶ所の 4 ヶ所の支持具で固定され、補強部は座席に結合されていないといけない。

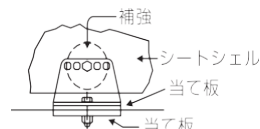
13.6) 支持具と当て板の最低厚さは鋼鉄の場合は 3mm、軽合金の場合は 5mm を有さなければならない。各支持具の前後方向の長さは、最低でも 60mm を有さなければならない。

13.7) 座席を調節するレールが使用される場合、当初から車両に設定

されているもの、または座席と共に設定されているものを使用しなければならない。

13.8) 運転者席とサイドローバーの間には機械装置の設置は許可されない。

13.9) 座席とドライバーの間にクッションを置く場合、このクッションに厚さは 50mm 以下でなければならない。



第 14 条 ライト

ガラス製のライト類に無色透明の飛散防止対策を施さなければならない。

第 15 条 床

防音材および防振材は取り外すことは許される。カーベットは取り外さなければならない。

第 16 条 内張

運転席と助手席のドアの内張りおよび車体のドア開口部のプロテクターを除き、内張りを取り外すことは許される。天井の内張りは、それが難燃材の場合を除き、取り外さなければならない。

第 17 条 火災に対する防護

火災の場合、火炎の直接の通過を防止するため、エンジンと搭乗者席の間に有効な防護遮へい物を取り付けなければならない。

第 18 条 ステアリングホイール

ステアリングホイールに切れ目があってはならない。

スイッチやメーター等を装着する場合、それらは突起した形状（トルグスイッチ等）であってはならず、トルグスイッチ以外のスイッチやメーターを装着する場合は、ドライバーと対面するステアリングホイールリム全体で形成される平面よりもドライバーに近いところに位置してはならない。緩衝パッドの装着を推奨する。

第 19 条 オイルキャッチ装置

オイルがコースに流出することを防ぐための確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。参加車両は全てオイルキャッチタンクを使用しなければならない。気筒容積が 2,000cc までの車両に対しては 2 リットルの容積がなければならない。この容器は、プラスチック、あるいは、透明な窓を備えたものでなければならない。

19.1) トランスミッションのT/M ブリーザー用オイルキャッチタンクを取り付ける場合は、第 19 条に従って取り付けられなくてはならないがその容量については任意とする。

19.2) また、安全のためにブリーザーホースを延長し、オイルキャッチタンクへ繋ぐことを許可する。

第 20 条 圧力制御バルブ

ホイール上の圧力制御バルブは禁止される。

第 21 条 その他

車両に搭載する部品等（スペアホイール、工具類）は、確実に固定されなければならない。ステアリングロック/オートドアロックは取り外さなければならない。

第 22 条 ネット

下記仕様に従ったネットをロールゲージに取り付けて使用することを推奨する。その場合は、ロールゲージへの加工は必要最低限に留めなければならない。

帯の最小幅：19mm

網目の最小寸法：25×25mm

網目の最大寸法：60×60mm

範囲：ステアリングホイール中心より後方のフロントサイドウインドを覆うものとする。

- (1) P-FR/AE86 レース :JAF 国内競技車両規則第 1 章第 1 条 N1 :
量産ツーリングカーで第 3 章公認及び登録車両に関する一般規定、第 4 章公認及び登録車両に関する安全規定に準拠し、改造の限度は第 5 章量産ツーリングカーに許される改造とする。
但し、AE86 (第 3 章第 3 条 3.2) 最低重量は 830kg、また第 5 章第 5 条 5.5) 窓ガラス (サイドウィンド及びリアウィンド) を他の透明な材質に変更することが出来る。
- (2) P-FR/AE86 レース車両の使用タイヤ JAF 国内競技車両規則第 5 章第 4 条シャシー 4.3) タイヤに関して以下のタイヤメーカーの市販タイヤシリーズのみ使用できる。(株)ブリヂストン / 住友ゴム工業(株) / 横浜ゴム(株) / 東洋ゴム工業(株)
- (3) P-FR/AE86 レースの参加車両はロールバー及びロールケージの運転席側と助手席側にサイドバーを取り付けなければならない。材質及び、連結方法は JAF 国内競技車両規則第 4 章に準拠すること。
- (4) シャシーの構成要素であるフレーム及びサブフレームは、変更、改造、切除を行ってはならない。但し、AE86 クラスに限り、AE85 のボディを使用し、4 AG エンジンを搭載した車両の参加を認める。
- (5) 国内競技車両規則第 5 章量産ツーリングカーの規定に従って車両の部品交換を行った場合はパーツリスト、カタログ、パンフレット等のコピーを改造申告書に添付しなければならない。
車検時において部品番号及び部品名称がこれらの文書により現品と照合、確認できない場合は失格とする場合がある。
但し、AE86 の場合、部品製造廃止の場合、他に部品の代用を認める。認められるのは以下の通り。部品の入手状況によっては年度途中でも追加変更する場合がある。
1. 灯火類 (レンズも含む)
 2. ドアを除くフェンダー・ボンネット・トランク等のボルトオンパーツの材質変更(FRP の使用可能とする。)
 3. サスペンション周りのゴム製品 (ブッシュ類)、エンジンマウント関連のゴム製品 (ブッシュ類) を、純正以外のゴム製品や、ピロボール等を使用した他の製品へ変更することを許可する。
- (6) 排気音量規制 : 本大会への参加車両は下記の規定による排気音量規制に合致しなければならない。
- 1) 排気音量の検査方法 : 国内競技車両規則細則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」による。
 - 2) 各レースの排気音量規制値 : 上記 1) の検査方法に基づく距離 3 m の排気音量規制値は下記の通りとする。
- | | |
|----|-------------|
| N1 | 90 db(A) 以下 |
| NE | 95 db(A) 以下 |

参加車両は下記の車両規定に従ったものとし、本規定に定められていない項目については、2021年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定、第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカー N1）に従っていなければならない。

第1条 参加車両と定義

1.1) 参加車両

トヨタ 86 Racing (型式: DBA-ZN6-VPNT8A) を含む全グレードの車両と
バル BRZ RA Racing (型式: DBA-ZC6) を含む全グレードの車両

1.2) 定義

純正部品: 同一車両用部品として通常の販売方法により販売されている部品。(メーカーオプション品を含む)

指定部品: オーガナイザーより使用が認められた部品。指定部品以外の使用は、純正部品を含み認められない。

以下のパーツについては、オフィシャルパートナー(株式会社SCRジャパン)を通じてのみ販売・供給するものとする。

| 品名 | 製造者 | 品番 |
|--------------|------------|-----------------------------------|
| スリックタイヤ | 住友ゴム工業株式会社 | DUNLOP 210/625R16 DIREZZA SLK D18 |
| フロントリップスポイラー | プロコンポジット | PCM - TZN0265 - FSW |
| リヤウイング | プロコンポジット | PCM - TZN0275 - FSW |
| フロントカナード | プロコンポジット | PCM - TZN0285 - FSW |

認定部品: オーガナイザーより使用が認められた部品。認定部品以外に純正品の使用も認められる。

※オーガナイザーが認めた(車両規定及びブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工(修理工を含む)・調整・改造は認められない。

第2条 許可される変更及び、部品の交換

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。車両に対して行なうことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による磨耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については後期で規定される。これら以外に、使用による磨耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。

第3条 エンジン

3.1) 気筒容積: 変更は許されない。

3.2) サーモスタット: 自由。

3.3) クーリングファンおよびファンシュラウド:

取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。

3.4) エアクリーター

エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままではなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックス、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置(吸気音防止レゾネーター、フローバイガス循環ホース等)を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。

3.5) オイルポンプ

シムおよびスパーサーによる油圧の調整機構に限り変更が許される。

3.6) オイルフィルター

自由。ただし、取り付け位置の著しい変更は許されない。

3.7) インジェクションシステム

インジェクションシステムの変更は許されない。

3.8) 燃料ポンプ

安全燃料タンクを装着した場合に限り、燃料ポンプを変更することが認められ、元のポンプを取り除くことが許される。

3.9) バルブスプリング

バルブスプリングは自動車製造者の定めた数と取り付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することができる。

3.10) バルブおよびバルブシート

バルブガイド、バルブシートは基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。

3.11) カムシャフト

基本車両に設定されている純正部品への交換は許される。

3.12) ピストンおよびコンロッド

ピストンおよびコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。

3.13) ヘッドガスケット：ヘッドガスケットの変更は許される。

3.14) オイルパン

オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および温度センサー取り付けのための追加加工は許される。また、エンジンへの取り付け位置および取り付け方法 / 作動原理を変えなければ、オイルストレーナーの位置を変更することも許される。

3.15) フライホイール

基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。

3.16) 電気系統

3.16.1) ECU

純正部品を使用すること。ただし、プログラム変更等は許される。

スピードリミッター、VSC およびTRC機能の解除が可能な諸装置の追加のみ許される。取り付けに伴う最小限の加工は許される。

3.16.2) バッテリー

取り付け位置は当初のまま交換、変更は自由。

3.17) 吸・排気系統

吸気、排気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な純正部品との交換が許される。

ただし、ポート内面に段付修正を行う場合、取り付け面より垂直に5mmの奥行の範囲に限り、シリンダーヘッド側を含み許される。

3.17.1) 吸気系統

取り付け位置について、取り付け穴の修正によりポート合わせを行うことも許される。3.17.2) 排気系統

排気マニホールドは防熱措置を施すことは許されるが、確認作業のため全面的に覆うことはできない。排気マニホールド後方の部分は材質を除き自由とするが、取り外した場合、排気口の位置は燃料タンク後方で地表から最大高さ45cm、最低高さ10cmとし、出走状態の車両上面視で車両外縁から内側に10cm以内にしなければならない。

3.17.2.1) 排気口

排気口はホイールベースの中央を通る垂直面の後方になければならない。

3.17.2.2) 消音器を取り付ける場合

ブラケットの取り付けを除き、車体の改造は許されない。

3.17.2.3) 触媒装置

排気マニホールド側に当初より装着されている触媒（カタライザー）の変更は許されない。

3.18) ウォーターラジエター

車体側取り付け部の変更がなければ容量およびラジエターキャップ圧力の変更が許される。ホース類の変更は許される。

3.19) エンジンオイルクーラー

オイルクーラーの取り付けおよび変更は許される。元のオイルクーラーを取り外すことも許される。ただし、車体外側への取り付けは認められない。

第4条 シャシー

4.1) クラッチ

取り付け方法および枚数の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。

4.2) トランスミッション、デファレンシャル

基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。シフトレバーはボルトオンでのみ取り付

けられる変更および改造が許される。

リミテッドスリップデフは、いかなる改造も伴わずポルトオンでの取り付けのみが許される。AT 車両に限っては、いかなる改造も伴わずポルトオンでの取り付けによる最終減速比の変更が認められる。

4.2.1) オイルクーラー

空冷式オイルクーラーおよび電動ポンプを取り付けることができる。

その取り付け具は当該装置に対して最小限にとどめること。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

4.3) タイヤ及びホイール

4.3.1) タイヤは公道走行の許される一般市販ラジアルタイヤとする。タイヤサイズ：205/55R16

4輪とも下記メーカーの同一銘柄（コンパウンド含む）を使用しなければならない。

株式会社ブリヂストン・横浜ゴム株式会社・住友ゴム工業株式会社

4.3.2) ホイールの材質は、スチール製以外のものはアルミ合金製とし、JWL または VIA マークの有るものとする。

使用可能なホイール幅：5½J、6J、6½J、7J、7½J

4.3.3) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も車両の他の部分と接触してはならない。ホイールのオフセットは自由。ただし、スペーサーは禁止される。

フロントのみスペーサー（ワイドトレッドスペーサーを含む）の使用が認められるが、スペーサーの最大厚みは30mmまでとする。スペーサー取り付けによるスタッドボルトの変更は自由。ただしタイヤは真上から見て、車輪回転の中心を通する垂直線の前後に、回転の中心から計測して前後60°の範囲において、はみだしてはならない。またフェンダーの取り付け穴の長穴加工及び板金加工等は一切認められない。

4.4) ストラットおよびショックアブソーバー

アッパーマウントはフロントのみ自由とし、リヤは金属への変更を除き、材質および強度の変更が許される。

車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければストラットおよびショックアブソーバーの変更は許される。

当初から取り付けられているものを除き、シェルケースの別タンクシステムは許されない。また、シュルケースの材質の変更は許されない。

走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。

アライメント調整を目的とした、ナックルアーム、ストラットの最小限の加工が許される。

4.5) ストラットタワーバー

車体への取り付け位置、取り付け方法および数を変えなければ変更することが許される。

ストラットタワーバーが当初から取り付けられていない車両の場合、ストラットタワーバーを、ストラットアッパー取り付けボルトのみを利用して取り付けることが許される。

4.6) スプリング

車体への取り付け位置、取り付け方法、作動原理、およびスプリングの数を換えなければ、変更は許される。

車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更、および挿入物の追加も許される。

4.7) スタビライザーおよびスタビライザーブッシュ

スタビライザーは、径の変更が許される。また、連結を含みその取り外しも許される。ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。

形状および寸法の変更が無ければ、スタビライザーブッシュは、金属以外の他の材質に変更することが許される。

スタビライザーの径の変更に伴うブッシュ内径の変更は許される。

4.8) ブレーキ

4.8.1) パッドおよびブレーキホースの交換、変更は許される。

4.8.2) 当初のフォグランプ装着の為の開口部を使用しフロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。ただし、車体の外観形状に変更があってはならない。左右のダクトの各々の内径は75mm以下とし、その数は各々1本とする。

4.8.3) ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。サーボブレーキとの接続を外すことはできるが、取り外してはならない。

4.8.4) アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許される。ブ

ロポーショニングバルブを取り外すことも許される。また、取り外しに伴うパイプの修正、変更が許される。運転者が走行中に調整不可能なロポーショニングバルブの追加は許される。

4.9) ステアリングホイールおよびステアリング

ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。

クイックリリースシステムに変更する場合、クイックリリース機能は、ステアリングホイール軸と同中心のフランジにより構成されていなければならない。フランジは陽極処理にて黄色く着色されるか、その他の耐久性のあるコーティングにより黄色く着色され、ステアリングホイール裏側のステアリングコラムに取り付けられなければならない。ステアリングの軸に沿ってフランジを引くことによりリリースが行われなければならない。

ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。

パワーステアリングのポンプと配管の接続を外すこと、およびそれらを取り外すことは許される。ステアリングロックは機能を解除しなければならない。しかし、当該機能部分以外は変更さならない。

4.10) ペダル類

安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。

4.11) ラバーマウントおよびブッシュ類

形状および寸法を変えなければ、金属への変更を除き、材質および硬度の変更が許される。また、スグリタイプのをソリッドタイプに変更することが許される。

4.12) ドライブシャフト

ドライブシャフトブーツの材質を変更することが認められる。

第5条 車体

5.1) 外観、形状

車体の外観や形状を変更することは許されない。ただし、安全燃料タンクを搭載するために必要な最低限の車体の改造（切除は不可）、および漏出防止カップリング取り付けに伴う部材の付加および切除は認められる。

アンダーカバーを取り外すことは許される。

フロントリップスポイラー、フロントカナード、リアウイングは、第1条1.2)の指定部品に限り装着することが認められる。

5.2) 板厚

車両のすべての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。（±10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。）

5.3) 座席

ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。座席を交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならない。車体側の取り付け部の変更は許されない。

5.4) 室内ミラーおよび室外ミラー

室内ミラーの追加を含め、変更は許されない。

5.5) 窓ガラス

5.5.1) フロントウィンドウ

フロントウィンドシールド：2020年JAF国内競技車両規則第4章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第9条に適合しなければならない。

全面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。その外側表面には、1枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。上端からガラス面に沿って10cmの幅で幻惑防止処置を施すことは許される。

5.5.2) サイドウィンドウ

変更は許されない。サイドウィンドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止対策を施すことを推奨する。

5.6) ドア

防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものであってはならない。

ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことは許されない。またボルトオンであってもサイドドアビームを取り外してはならない。

ドア内部に衝撃吸収のため難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。

電気式巻き上げ装置を手動式巻き上げ装置に取り替えることが許され、取り付けのための最低限の改造は認められる。

5.7) ライト

前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。

5.8) 補助前照灯

補助前照灯の追加、変更、交換または取り外しが許される。取り外す場合、装着部は当初のものを残さなければならない。

5.9) 補強：

車体の補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば許される。複合材料（カーボンを除く）による補強は片面にのみ許される。また、車体（排気系を含み）、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を充填することにより補強することができる。

補強によって標準部品の取り付けに影響があってはならない。

5.10) 補助的付加物

補助的付加物の取り外しは、その配線も含み許される（例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、エアバッグ、ホーン、リアワイパー等）。

計測器（データロガー、センサー、配線を含む）の取り付け、または取り外しが認められる。絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することは許される。シャシー／車体部にあって、ボルトオンで取り付けられている使用していない支持体は取り外すことができる。

ヒールレストや消火器の取り付けブラケットおよび類似目的の部品、後部隔壁を新たに室内に設置することは許されるが、難燃材質であることおよびボルトなどで確実に車体に固定されていなければならない。

5.11) エアジャッキ：エアジャッキの使用は許されない。

5.12) ロールケージ：

N1 規定を満たすものとし、下記認定部品ロールケージの使用を推奨する。

株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント ロールケージ

5.13) エアロパーツ

TOYOTA・スバル純正、TRD・STI 純正、TOYOTA・ディーラーオプション取扱の工器品の使用を認める。但し、使用するパーツは、部品・カタログ等で技術員に説明出来なければならない。

第 6 条 配管・他

6.1) 配管：オイルキャッチタンク等の取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。

6.2) 安全燃料タンク

2021 年 JAF 国内競技車両規則第 4 章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第 12 章に基づく安全燃料タンクに交換することが許される。

取り付けのための車体の改造は、第 5 条 5.1) で認められた改造を除き禁止される。タンク下部の最低地上高は 10cm 以上であること。

取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

6.3) 室内冷却用ダクト

ドライバーおよび室内補機類のための冷却ダクトを設置してもよい。ただし、外観形状の変更を伴うものは許されない。フレキシブルダクトをピラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。

6.4) 燃料

使用できる燃料は各サーキット内で販売される無鉛ハイオクガソリンを指定する。他のいかなる物（添加剤を含む）も加えることは禁止する。

6.5) 消火器

消火器取付けのためのブラケットは、複数の直径 6 mm 以上のボルトを使用し、1 箇所最低厚さ 3 mm、面積 20 cm² 以上の補強板の使用により強度を確保すること。尚、その形式、容量、総重量、種類及び点検年月日を容器の上に表示板を貼って、明示しなければならない。

6.6) 音量規制

音量は 90dB(A) に規制する。計測は 2021 年 JAF 国内競技車両規則に定める 3m の基準とする。

6.7) 最低重量：車両の最低重量 : 1,110kg 以上

6.8) 統一解釈

本規定はできる限り変更、改造の範囲を最小限に留め、廉価なレース用マシンで平等な条件の元に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成されたものであり、本規則の解釈に疑義が生じた場合は AFO による解釈を持って最終とする。本規定は予告期間を明示し、変更を行う場合がある。

【問い合わせ】

認定部品（ロールケージ）に関してのご質問

株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント

〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境440

TEL:050-3161-2121

<http://www.trdparts.jp/>

本規定は、2021年JAF国内競技車両規則第3編第5章スピード B 車両規定 (一部改造制限追加) に準拠した 86BRZ チャレンジカップ車両規定である。

総 則

- 1) 本規則は 86BRZ チャレンジカップに参加するすべての参加者、車両製作に適用され、特に車両の安全確保を目的に定めることとする。
- 2) 全ての車両は、86BRZ チャレンジカップテクニカルレギュレーションに準拠しなければならない。
- 3) 本編富士 86BRZ チャレンジカップテクニカルレギュレーションに記載されていない事項に関しモディファイを加えてはならない。

定 義

- 1) 標準品：トヨタ自動車及び、富士重工業が該当車両の型式別に予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「標準品」という。
※トヨタ自動車 DBA-ZN6 と富士重工業 DBA-ZC6 が型式別に予め装着、搭載する部品、あるいは修部品として設定する部品を互いの型式に流用することは標準品と扱わない。
- 2) 純正品：トヨタ自動車及び富士重工業が販売した当該車両を含む全ての車両に対し、予め装着、搭載する部品、あるいは補修部品として設定する部品の総称として「純正品」という。
- 3) 交換及び加工：各条項に関わる交換及び加工については以下要領に従うこと。
○：交換及び加工が許される。
△：※に従い一部、交換及び加工が許される。
×：交換、及び加工が許されない。
- 4) 車検：「車検」とは国土交通省が法規適合検査を行う一般的な車検を言う。
- 5) AFO車検：「AFO車検」とは、86BRZチャレンジカップテクニカルレギュレーション適合検査を行う車検を言う。
- 6) T.R.A. :「T.R.A.」はトヨタカーズ・レース・アソシエーションの事を言う。

第1条 参加車両

- 1) JP-1, 2, 3 : トヨタ 86(DBA-ZN6)、スバルBRZ(DBA-ZC6)、TOYOTA FR-S
JP-4 : トヨタ86「86 Racing」(車輛型式：ZN6-VPNT8*) スバルBRZ「RA Racing」(車両型式：ZC6*288)
※T.R.A.車両規定2018に定められた車両 (クラブマンシリーズ)
※* 'は、A、B、C、D、E等の記号を表す。
- 2) 車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、使用者の責任において道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合させた状態とし常に適合するよう維持しなければならない。

第2条 車検

- 1) 全ての参加車両は、自動車登録番号標を有し、且つ車検有効期限期間を86BRZ チャレンジカップ開催当日において取得していなければならない。

第3条 車両の外部

- 1) 著しく生産仕様と異なる外観であること。又、著しい損傷なきこと。
- 2) 各条項で認められているものを除き、車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保及び公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則道路交通法第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更は許される。
- 3) 下記部品を装着、交換することができる。ただし、いずれの場合も道路交通法に合意した寸法、角 R を厳守し国土交通省が法規適合検査を行う構造変更及び記載変更を行わなければならない。又、一般に入手可能で販売されている製品のみ装着が許される。

| クラス | フロント スポイラー | サイド スカート | リアエアロ | リアスポイラー | ボンネット | GT ウィング | ミラー |
|------|---------------|-------------|-------|---------|-------|------------|-----|
| JP-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JP-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JP-3 | △※1 | △※1 | △※1 | △※1 | △※1 | ○ | ○ |
| JP-4 | x | x | x | x | x | x | x |

| クラス | Fバンパー | Rバンパー | アンダーパネル | F/R フェンダー | トランク | ルーフ | ドア |
|------|-------|-------|---------|-----------|------|-----|-----|
| JP-1 | ○ | ○ | △※2 | ○ | ○ | ○ | △※4 |
| JP-2 | ○ | ○ | △※2 | △※3 | ○ | ○ | × |
| JP-3 | △※1 | △※1 | △※2 | △※1 | × | × | × |
| JP-4 | × | × | × | × | × | × | × |

- ※1 車両寸法、全長4270mm、全幅1795mm高さ1340mmを超えてはならない。
- ※2 同一型式のグレードに設定されている標準品への交換、取付け及び取外しが許される。
- ※3 交換及び、取り付けが認められる。ただし車両寸法、全幅1795mmを超えてはならない。
- ※4 当初の形状を変更してはならず、機構が全て作動しなければならない。又、国土交通省が定める法規適合検査を行う構造変更及び記載変更を行わなければならないと左右にサイドバーを装着しなければならない。

第4条 ボディ

1) ロールバー

- 1-1 一般に入手可能な市販の6点式以上の鋼鉄製ロールバーを装着しなければならない。但し、JP-1 クラス FIA 及び J 頂、格式の溶接ロールバーの取り付けも許される。JP-4 クラスは T.R.A. 指定のロールケージを使用することが義務付けられる。
- 1-2 JP-1 クラスは運転席ドア側にサイドバーの装着しなければならない。JP-2 及び JP-3 クラスについてはサイドバーの取り付けを推奨する。
- 1-3 アルミ素材のロールバーは禁止する。

2) 補強バー

- 2-1 ボディ剛性の向上を目的とした一般に入手可能で販売されている製品でエンジンルーム及び車室内又は、下廻りへの取り付けは自由。当初車体に標準装着されていたものと交換及び取外しも許される。ただし、全ての部品は車両外観から出てはならない。

3) 板厚

- 3-1 車両の全ての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。(±10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。)
- 3-2 ボディ加工の制限

4) 下記項目以外のボディ加工は一切を禁止する。

- ① ホイールアーチのフランジ部はタイヤとの接触を避けることを目的とした内側への折り曲げ及び、フェンダー取り付けに伴う最小限の加工は許される。又、合成樹脂の場合、その部分を最小限切除することができる。
- ② ロールバー、消火器、シートベルト取付けのための必要最小限ボディ加工は認められる。
- ③ リアトランクへのリアスポイラー又はウイング取付け穴加工は認められる。
- ④ 第3条で定めた外部部品の交換もしくは装着するための最小限の加工が認められる。
- ⑤ フロントバンパーホースメント及びリアバンパーホースメントを取り外してはならない。
- ⑥ 車体の補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば許される。複合材による補強は片面にのみ許される。補強によって標準品の取り付けに影響があってはならない。

5) 下記の通り乗車定員を決定する。

| クラス | 乗車定員 |
|------|------|
| JP-1 | 2名以上 |
| JP-2 | 2名以上 |
| JP-3 | 4名以上 |
| JP-4 | × |

- ※ 定員変更は国土交通省が定める法規適合検査を行う記載変更を行わなければならない。

第5条 灯火類

- 全ての灯火類（前照灯/尾灯/制動灯/方向指示灯）は正常に作動しなければならない。
- 道路運送車両の保安基準に適合するものへの交換及び方向指示灯の位置を当初の位置から変更することが許される。

第6条 窓ガラス

- 1) フロントウィンドウは合わせガラスを常に備えていなければならない。
- 2) フロントドアガラスは標準品を使用しなければならない。
- 3) クォータウィンドウガラス及び、バックウィンドウガラスは標準品を使用しなければならない。

第7条 エアコン

| クラス | A/C システム | エアコンベルト | A/C コンデンサー |
|------|----------|---------|------------|
| JP-1 | ○ | ○ | ○ |
| JP-2 | △※1 | ○ | △※1※2 |
| JP-3 | △※1 | ○ | △※1 |
| JP-4 | x | x | x |

- ※ 1) エアコンの取り外しはできない。但し、当該自動車製造者が販売出荷時に取り付けられていない車両は認める。
- ※ 2) 交換及び、加工は許されるが取り外しはできない。

第8条 後方視界

- 1) 1つのルームミラー及び2つのサイドミラーを装着しなければならない。

第9条 シートベルト、FHR システム

- 1) 既設の3点式安全ベルトを変更することなく、6点式安全ベルト等に取り付けられているフックを用い容易に安全ベルト取付け装置に着脱できる構造の4点式安全等を追加装備すること。
- 2) 6点式安全ベルト等は競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3点式）を装着すること。
- 3) 運転席側に6点式のシートベルトを装着しなければならない。また、取り付けに際しては十分な強度を確保すること。外観上、傷などがないこと。
- 4) シートベルトの幅は3インチ以上推奨とする。但しバックルはクイックリリースシステムタイプのものを使用すること。
- 5) FIA 公認のタグが付いている物は有効期限内のシートベルト（フォーミュラ用は使用できない）を使用することを推奨する。
- 6) 頭部および頸部の保護装置（FHR システム）の装着が義務付けられる。尚、装着にあたっては、2020年JAF 国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則 10. 頭部および頸部保護装置」に合致すること。

第10条 内張り

- 1) 自動車検査書に記載された定員が乗車し車室内の見える範囲の部品は排除することができない。但し、安全を考慮した同等の一般に入手可能で販売されている製品のみ交換が許される。
- 2) 下記に記載されたものは取り外しができる。
 - ①フロアマット類及び、アンダーコート
 - ②ネジ等のカバー類
 - ③定員乗車以外の内装類JP-4 クラスは変更は許されない

第11条 ペダル類

- 1) 安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。JP-4 クラスは変更は許されない

第12条 牽引フック

- 1) 車両の前後に牽引フック（牽引穴あきブラケット）を装着しなければならない。
- 2) 牽引フックは、その取り付け部も含めて車両を牽引して移動するために必要十分な強度を有していなければならない。
- 3) 牽引フックの仕様は下記要件を満たしていなければならない。黄色・オレンジ色、あるいは赤色に塗装さ

れていること。

- 4) 可倒式牽引フックまたはスリング式の物の使用を強く推奨する。共に色は黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。
- 5) JP-4 クラスはフロント側、リヤ側共に T.R.A.指定部品を装着しなければならない。

第13条 シャシー

1) サスペンション

最低地上高は、90mm でなくてはならない。 サスペンションレイアウトの変更は禁止する。ショックアブソーバー（B規定準拠）：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。作動原理及び車体への取付け位置は変更しないこと。

- ①形状、減衰力を変更することができる。
- ②車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、並びにスプリングの受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。（遠隔操作を除く）
- ③調整式アッパーマウントに交換及び、材質の変更ができる。ただし、車体取付け部の改造は許されない。

スプリング（B規定準拠）：変更することができる。ただし下記に従うこと。

- ①数は変更しないこと。（ヘルパースプリングの使用が許される）
- ②ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
- ③溶接、肉盛又は加熱加工を行わないこと。
- ④ばねの端部がブラケットから離脱しない（遊びがない）こと。
- ⑤切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。
- ⑥ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。
- ⑦ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。J P-4 クラスは T.R.A.認定部品の使用が認められる。

2) サスペンションメンバー（B規定準拠）

サスペンションメンバーの交換はできない。但し、サスペンションメンバー本体の強度向上のための補強はできる。

但し、ジオメトリーの変化が伴う加工は禁止する。又、サスペンションメンバースペーサーの装着は許される。

J P-4 クラスは一切認められない

3) タイヤハウス内(インナーフェンダー)の取り外しができる。

J P-4 クラスは一切認められない

4) サスペンションリンクとブッシュ

- ①下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

J P-4 クラスは T.R.A. 認定部品のみ使用が認められる。

| クラス | Fロワアーム ブッシュ | Fロワアーム | リアラテラル リンク前 | ブッシュカラー | ピロボール | その他ブッシュ |
|------|----------------|--------|----------------|---------|--------|---------|
| JP-1 | ○ | △※2 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JP-2 | ○ | △※2 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JP-3 | △※1 | × | △※1 | ○ | △一部可※4 | △※1 |
| JP-4 | △※6 | × | × | × | × | × |

| クラス | リアアッパーアーム | リアトレーディングアーム | リアラテラルリンク | スタビライザー | スタビリンク |
|------|-----------|--------------|-----------|---------|--------|
| JP-1 | △※ | ○交換可 | ○交換可 | △※5 | ○ピロ可 |
| JP-2 | △ブッシュ部のみ可 | ○交換可 | ○交換可 | △※5 | ○ピロ可 |
| JP-3 | ×※1 | ×※1 | ○交換可 | △※5 | ○ピロ可 |
| JP-4 | × | × | × | × | × |

| クラス | ステアリンクラックエンド | ボールジョイント |
|------|--------------|----------|
| JP-1 | ○ピロ可 | ○交換可 |
| JP-2 | ○ピロ可 | × |
| JP-3 | × | × |
| JP-4 | × | × |

- ※1 強化ブッシュへの交換は許されるが標準での純正装着を除きピロボールへの入れ替えは許されない。
- ※2 純正部品を使用すること。切断及び、加工は許されないが強度の向上を目的に最小限の補強が許される。
- ※3 標準品を使用すること。切断及び、加工は許されないが、ブッシュのみ強化品に交換する事ができる。
- ※4 トヨタ自動車及び、富士重工業が該当車両の型式別に予め装着している標準品同士の交換及び取り付けが許される。
- ※5 取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。
- ※6 T.R.A.認定部品の使用が認められる。

第14条 ブレーキ

- 1) 倍力装置の位置、外観形状及び内部構成部品は維持及び標準品を使用すること。
- 2) マスターシリンダーを直接作動させるための変更は許されない。
- 3) A B S (アンチロックブレーキシステム)は取外し及び機能を停止させてはならない。又、標準品を使用すること。
- 4) ブレーキ冷却ダクトの装着は認められるが、全ての部品が車両外観から出てはならない。JP-4クラスのブレーキダクトはT.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
- 5) 下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

| クラス | ブレーキホース | ブレーキパッド | ブレーキキャリパー | ブレーキローター | マスターシリンダー ストッパー |
|------|---------|---------|-----------|----------|--------------------|
| JP-1 | ○ | ○ | ○※1 | ○※1 | ○ |
| JP-2 | ○ | ○ | ○※1 | ○※1 | ○ |
| JP-3 | ○ | ○ | ○※1 | △※1※2 | ○ |
| JP-4 | △※3 | ○ | × | × | × |

※※※1 カーボン製ブレーキローターは禁止する。

※2 ローター径は330mm以下とする。

※3 ボルトオンにて装着可能な物に限り変更が許される。

第15条 消火装置・消火系統

消火器：1.5kg以上の手動消火器の取付を強く推奨する。

第16条 駆動系統

- 1) ①トランスミッション及びコントロールレバー：純正部品を加工することなく使用しなければならない。
- ②デファレンシャルキャリア A S S Y：純正部品を加工することなく使用しなければならない。
- ③ステアリングナックル及びリアアクスルハブは純正部品を加工することなく使用しなければならない。
- ④O I Lクーラー取り付け及びキャッチタンク取り付けのための最小限の加工が許される。
- ⑤JP-4クラスはO I Lクーラー、キャッチタンクの取付は認められない
- ⑥下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

| クラス | トランス ミッションギア | L S D | ファイナルギア | クラッチ | フライホイール | アクスルハブ | 7 th ギア |
|------|-----------------|-------|---------|------|---------|--------|--------------------|
| JP-1 | △※1※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | △※4 | × |
| JP-2 | △※1※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| JP-3 | × | ○ | △※3 | ○ | × | × | × |
| JP-4 | × | ○※5 | × | △※6 | × | × | × |

※1 トランスミッションギアレシオの変更は許されるが、標準品クラッチハウジング及びトランスミッションケースを加工することなく取り付けなければならない。

※2 シフトパターンの変更は許されない。

※3 同一型式のグレードに設定されている標準品及び、通称減速比4.3又は4.5ファイナルギアの交換が許される。

※4 アクスルハブのP C Dの変更を目的とした加工及び交換が許されるが変換スパーサーは禁止する。

※5 T.R.A.認定部品の使用が認められる。

※6 変更は自由。但し、シングルタイプに限り、変更が認められる。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

第17条 ホイール

- 1) 一般的に市販されている JWL もしくは VIA マークの付いたものを使用しなければならない。
- 2) センターロック式ホイールの仕様は禁止する。
- 3) ホイールスペーサーの取り付けは禁止する。
- 4) 下記項目によりホイールサイズを制限する。

| クラス | サイズ |
|------|---------|
| JP-1 | 最大19インチ |
| JP-2 | 最大18インチ |
| JP-3 | 最大18インチ |

JP-4クラスはT.R.A.が定めたサイズを使用しなければならない。

第18条 タイヤ

- 1) S タイヤを除く一般市販ラジアルタイヤを装着しなければならない。
- 2) ダンロップ DIREZZA B02、B10 は使用できない。ただし 205/55-16 サイズのみ使用ができる。
- 3) ヨコハマ ADVAN A052 は使用できない。ただし 205/55-16 サイズのみ使用ができる。
- 4) プリヂェストン POTENZA RE-12D、RE-12D TYPEA、RE-05D は使用できない。ただし 205/55-16 サイズのみ使用ができる。
- 5) コンプリートホイール（タイヤとホイール）のセンターより上方はホイールアーチにより効果的に覆わなければならない。
- 6) 下記項目によりタイヤサイズを制限する。

| クラス | サイズ |
|------|--------|
| JP-1 | 最大幅265 |
| JP-2 | 最大幅265 |
| JP-3 | 最大幅265 |

JP-4クラスはT.R.A.（クラブマンシリーズ）が定めた銘柄、サイズを使用しなければならない。

第19条 最低重量制限

- 1) 最低重量を下回ってはならない。最低重量とはドライバー重量（装備込）を含むものとする。
- 2) この重量は出走可能状態で、各種潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバー（装備込）を含むものとする。大会中はいかなる時でも最低重量を下回ってはならない。
- 3) 計量時のガソリン量は問わない。
- 4) 規定の重量を下回った場合は失格とする。
- 5) 予選後及び、決勝レース後、車検場で車両重量計測が実施される。車両は重量計測が終わるまでの間、オフィシャル以外の者が車両に触れてはならない。
- 6) 下記項目によりドライバー重量を含む最低重量を決定する。

| クラス | 最低重量 |
|------|--------|
| JP-1 | 1220Kg |
| JP-2 | 1240Kg |
| JP-3 | 1260Kg |

JP-4クラスはT.R.A.が定めた最低重量

最低重量を満たすためバラストを搭載することは認められるが、固体であり1個に対して少なくとも8mm以上のボルト3本と、鋼鉄板で最少厚さ3mm及び最少面積40cm²以上の鋼鉄板により車体とサンドイッチ構造にすること。

第20条 エンジン

- 1) 過給機の装着は禁止する。
- 2) ナイトロオキシド（亜酸化窒素）などの使用および、その装置を搭載することを禁止する。
- 3) エンジンマウントの位置の変更は禁止する。
- 4) ピストンは純正品を使用しなければならない。最大排気量は出荷時と同じ排気量に準ずる。
- 5) 筒内噴射インジェクター及び、高圧側フューエルポンプASSYを含むフューエルシステムの作動原理の変更は許されない。但し筒内噴射インジェクター及び、ポートインジェクターの交換は許される。
- 6) 下記項目以外の加工及び交換を禁止する。

| クラス | 吸気ロッドバルブディ | インテーク | プーリー | クランク | その他補機 | 冷却系 |
|------|------------|-------|------|------|-------|------|
| JP-1 | ○ | ○ | ○ | △※15 | △※16 | △※17 |
| JP-2 | △※13 | △※14 | ○ | △※15 | △※16 | △※17 |
| JP-3 | × | × | × | × | × | △※17 |
| JP-4 | × | × | × | × | × | × |

| クラス | オイルパン | サーモスタッド | オイルフィルター | エアクリナー | エンジンO/H | ヘッドガスケット | オイルポンプ |
|------|-------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|
| JP-1 | ○※2 | ○ | ○※3 | ○ | ○※1 | ○ | △※5 |
| JP-2 | ○※2 | ○ | ○※3 | ○ | ○※1 | ○ | △※5 |
| JP-3 | ○※2 | ○ | ○※3 | △※4 | × | × | × |
| JP-4 | × | ○※19 | ○※3 | △※18 | × | × | × |

| クラス | バルブスプリング | バルブ及びシート | カムシャフト | コンロッド | ピストン | シリンダーヘッド |
|------|----------|----------|--------|-------|------|----------|
| JP-1 | △※6 | △※7 | ○ | ○ | △※10 | △※11 |
| JP-2 | △※6 | △※8 | × | △※9 | △※10 | △※12 |
| JP-3 | × | × | × | × | × | × |
| JP-4 | × | × | × | × | × | × |

- ※1 補修目的として、当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している部品を使用する場合は、(第1編第3章1.9)の気筒容積別クラスを超えないこと。
- ※2 オイルパンの交換及び外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、及びオイルクーラーフッティング取り付け、あるいは温度センサー取り付けのための最小限の加工が許される。又、作動原理を変えなければオイルストレーナーの位置を変更することも許される。
- ※3 オイルフィルターは自由。ただし、取付け位置の着しい変更は許されない。
- ※4 エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターBOXは当初のままであらなければならない。ただし、フィルターボックス全部に位置するダクト及びパイプ、あるいはスロットルボディ間のレゾネーターを取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。
- ※5 シム及びスペーサーによる油圧の調整に限り加工が許される。
- ※6 当該自動車製造者の定められた数と取付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することが許される。
- ※7 バルブガイド及び、バルブシートは純正部品に限り交換及び加工が許される。
- ※8 バルブガイド及び、バルブシートは標準品を使用すること。
- ※9 コンロッドは純正品を使用しバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。
- ※10 ピストンは純正品を使用しバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。
- ※11 純正部品を使用すること。但し、燃焼室及びポート形状の変更は許される。
- ※12 純正部品を使用すること。燃焼室及び、ポートの形状は平削りによる変更のみとし、バルブシートによる形状変化が有ってはならない。
- ※13 ビックスロットル加工及びビックスロットルへの交換は認められるが作動原理の変更、スロットル数の変更は認められない。
- ※14 インテークマニホールドは標準品を使用しなければならない。ただし、スロットル取り付けを含む容積調整の為のアダプターの取り付けが許される。又、取り付けの為の最小限の加工が許される。
- ※15 クランクシャフトは標準品を使用すること。ただし、バランスを調整する目的の最小限の加工が許される。
- ※16 オルタネーター及び、スターターは保持されること。
- ※17 自由。ただし、冷却は空気による熱交換のみとし、いかなる部品も車両外観部よりはみ出してはならない。
- ※18 T. R. A.認定部品へ変更が許される。
- ※19 変更および取り外しは認められる。但し、取り付け部の加工は認められない。
- ※JP-4クラスのエンジン本体はトヨタテクノクラフト㈱・TRDにより封印されたものを搭載してはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。

第21条 オイルキャッチタンク

- 1) すべての車両はオイルキャッチタンクを使用しなければならない。

- 2) 取り付けに際しては強固に固定されていなければならない。
※JP-4 クラスは除く

第22条 電気系統

- 1) ECUは下記項目以外の交換及び改造を禁止する。

| クラス | スピードリミッター解除 | プログラミング変更 | ECU交換 | サブECU |
|------|-------------|-----------|-------|-------|
| JP-1 | ○ | ○ | × | × |
| JP-2 | ○ | ○ | × | × |
| JP-3 | ○ | ○ | × | × |
| JP-4 | × | × | × | × |

- 2) バッテリー

取り付け位置の変更はできない。ただし、バッテリーの交換及び、変更は自由

※JP-4 クラスは寒冷地仕様車は、搭載バッテリーを標準車搭載バッテリー（取り付けステー、ターミナル端子含む）もしくは本体外寸が標準車仕様と同等の物に変更することは認められる。その他の車両に関して、本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。

第23条 燃料タンク

- 1) 純正燃料タンク使用すること。またコレクタータンクの装着、使用は禁止する。

第24条 排気系

- 1) 変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合していること。
2) 下記項目以外の交換を禁止する。

| クラス | リアマフラー | エキゾーストマニホールド | センターパイプ及び第2触媒 |
|------|--------|--------------|---------------|
| JP-1 | ○ | ○ | ○ |
| JP-2 | ○ | ○ | ○ |
| JP-3 | ○ | ○ | ○ |
| JP-4 | × | × | × |

※一般に市販される車検対応スポーツキャタライザー及びマフラーを使用する場合は、J.M.P.A 車検時にキャタライザー及び、の排気ガス検査証明書のコピーを車検員に提示しなければならない。排気ガス検査証明書は同一型式車両のみ適用・製品番号が一致しなければならない。

第25条 期限付き特別規則

- 1) 本規定は、2022年JAF国内競技車両規則第3章北*ト* B 車両規定（一部改造制限追加）に準拠した86BRZ チャレンジカップ車両規定であるが以下のものについて期限付きで使用を認める但し、大会終了後の再車検までに変更または交換し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合していること

| クラス | G Tウイング | イール | イヤ | 気系 |
|------|---------|-----|-----|-----|
| JP-1 | ○※1 | ○※2 | ○※2 | ○※3 |
| JP-3 | ○※1 | ○※2 | ○※2 | ○※3 |
| JP-3 | ○※1 | ○※2 | ○※2 | ○※3 |

- ※1 第3条に追加しG Tウイングは当時車両である全長、全幅、全高寸法から如何なる部分も超えてはならない。
※2 第17条に追加し、突起及び回転部分の突出については、直進状態をとった場合に、車軸の中心から上方に交わる部分の車体が走行装置の回転部分（タイヤ、イール）より突出していること。
※3 第24条に追加し各排気パーツは道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しなければならないが、各、適合品同士の組み合わせは自由とする。但し、AFO 車検時及び、レース後にAFO が定める各測定値を超えてはならない。

第26条 導守事項

参加者、及び競技責任者は、AFO にて車両又は、車両部品について競技参加拒否の判断が下されることがあることを承知していなければならない。これにより車両又は、車両部品が拒否された場合は、新たに変更及び交換し承認を受けない限り、参加が認められないものとする。

第27条 AFO ブルテン

AFO はシーズン中における規則の追加、訂正、修正などが生じた場合には、AFO ブルテンとして公示される。又、規則の反映時期についてもブルテンにより公示される。

第28条 ナンバープレート（自動車登録番号標）

大会中において如何なる場合にも前面及び背面ナンバープレートの取り外しは許されない。但し、前面ナンバープレートの位置をエンジン冷却を目的に移動することが許されるが当核位置は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合させた状態でなければならない。

第29条 燃料及び給油について

使用する燃料は JAF 国内競技規則第3編スピード車両規則第1章一般規定（8.1）燃料（燃料は石油会社で生産され通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物を含まない）ガソリンでなければならない。）に準じたものとし、給油は施設内のガソリンスタンドのみで行い、競技期間中においての携行容器などによる燃料給油は一切禁止とする。



- 車 両** 参加車両はTOYOTA 86[86Racing](車両型式：ZN6-VPNT8*)および SUBARU BRZ [RARacing](車両型式：ZC6*28)とし、TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。ただし、プロフェッショナルシリーズ参加車両は、TOYOTA86「86Racing」およびSUBARUBRZ「RARacing」のマイナーチェンジ 後車両 (ZN6-0680 1以降/ZC6-02401以降) に限定する。本レースは、2021年JAF国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定で定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていないてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態であってはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。また、サーキット走行をする上で、安全規定に関しては2021年JAF国内競技車両規則第1篇レース車両規定第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定を遵守すること。
- ※*は、A, B, C等の記号を表す。

- 定 義**
1. 指定部品：T.R.A.より使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
 2. 認定部品：T.R.A.より使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※ T.R.A.が認めた(車両規定およびブルデンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。
表記例)

品番：TRD品番/ST I 品番 (TRD品名/ST I 品名)

第1条 安全規定 [共通]

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト
①フルハーネスタイプかつ6点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
②ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
③取り付けに関してはJAF国内競技車両規則第4編細則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
④4点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。
2. 消火器
全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合はJAF国内競技車両規則第3編第1章第9条9.1.1に従う事。
3. ロールケージ
T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。
〔車台番号ZN6-084819/ZC6-030056以前の車両〕
品番：66510-ZN600/56000AS000 (ロールケージASSY)
〔車台番号ZN6-089001/ZC6-032001以降の車両〕
品番：66510-ZN620/56000AS010 (ロールケージASSY)
4. サーキットブレーカー：取り付けは認められない。
5. イグニッションスイッチ
イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。
6. 牽引用穴あきブラケット
T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。ただし、一般公道では使用しないこと。
〔車台番号ZN6-061840以前/ZC6-021277以前の車両〕
品番：51960-ZN600/51960-ZN620/57800AS000 (牽引フック/フロント・リヤ共用)
〔車台番号ZN6-068001以降/ZC6-024001以降の車両〕
品番：51961-ZN610/57800AS010 (シャフトFR)
66311-ZN600/57800AS020 (ストラップFR)
90178-TC000/57800AS030 (ナットFR)
51960-ZN620/57800AS000 (フックRR)
また、リヤ側の取付位置は車体左側とする。

(右図を参照)

第2条 改造規定 [共通]

1. 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等、および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品/試作品等の使用、部品に対する加工等の改造は認められない。
2. ただし、国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
3. マイナーチェンジ前後車両の部品は T.R.A.より使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類 [共通]

1. エンジン本体
エンジン本体はTRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は認められない。
2. エンジンマウント： T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：12311-ZN600/ST41022AS000（エンジンマウントRH/エンジンマウント F RH）
品番：12315-ZN600/ST41022AS010（エンジンマウントLH/エンジンマウント F LH）
品番：12371-ZN600/ST41020AS000（エンジンマウントRR/ミッションマウント）
3. フライホイール：加工・変更等の改造は認められない。
4. オイルポンプ：加工・変更等の改造は認められない。
5. オイルフィルター：変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。
6. オイルフィルターキャップ：変更は自由。

第4条 電気系統 [共通]

電氣的に、諸装置を動作・調整する事ができる装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものおよび当規定で認められた物を除き装着は許されない。

1. バッテリー
①寒冷地仕様車は、搭載バッテリーを標準車搭載バッテリー（取り付けステー、ターミナル端子含む）もしくは本体外寸が標準仕様と同等のものに変更することは認められる。
2. オルタネーター：加工・変更等の改造は認められない。
3. 点火系統
点火プラグの変更は認められない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。
4. セルモーター：加工・変更等の改造は認められない。
5. ECU
追加および加工・その他の変更等の改造は認められない。ソフトウェアは T.R.A.が指定したデータ以外は使用出来ない。
6. 配線
当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系 [共通]

1. エアクリナー
〔車台番号ZN6-061840以前/ZC6-021277以前の車両〕 T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：MS155-00009・MS155-00012/ST16546ZA000
〔スポーツエアフィルター/エアークリーナーエレメント〕
〔車台番号ZN6-068001以降/ZC6-024001以降の車両〕加工・変更等の改造は認められない。
2. 吸気・排気マニホールド：加工・変更等の改造は認められない。
3. マフラーおよび排気管：加工・変更等の改造は認められない。
4. 排出ガス：完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統 [共通]

1. ラジエーター：ラジエーターキャップの変更以外は認められない。
2. サーモスタット：サーモスタットの変更および取り外し以外は認められない。
3. ラジエーターファンおよびファンスイッチ：加工・変更・追加等の改造は認められない。
4. ラジエーター配管
リザーバタンクの加工・変更等の改造およびホース類の変更等の改造は認められない。ただし、水温計測を目的

とした温度センサー取付のための最小限の加工は認められる。

5. オイルクーラー：加工・変更等の改造は認められない。

第7条 シャシー [共通]

1. 最低地上高

ブレーキダクト装着状態で最低地上高9センチ以上を確保すること。

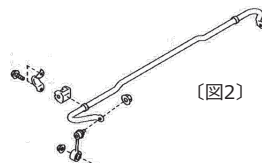
また、上記を満たした状態で以下の2点についても指定の地上高を確保すること。

- ①フロントロワアーム取付ボルトの後端部中心部17.3cm以上〔図1〕
- ②リヤスタビライザーブラケット取付ボルトの後端部（下）中心部16.3cm以上〔図2〕



① フロントロワアーム
取付ボルト（17.3cm）

- ②リヤスタビライザーブラケット取付ボルト
（16.3cm）



〔図2〕

2. 全長および全幅：変更は認められない。

3. 最低重量

〔車台番号ZN6-061840以前/ZC6-021277以前の車両〕…1180Kg

〔車台番号ZN6-068001以降/ZC6-024001以降の車両〕…1190Kg バラストの使用は認められない。

4. ラバーマウントおよびブッシュ：T.R.A.認定部品の使用が認められる。

品番：48609-ZN600/ST2031055000（フロントアッパーサポート/ストラットマウントF）

品番：48654-ZN600/20204ZR010（ロワアームブッシュNo1/ロアアームブッシュFSW）

品番：48655-ZN600/ST20204ZR000（ロワアームブッシュNo2/ロアアームブッシュF）

品番：48747-ZN600/ST20254ZR020（リヤラテラルコントロールロッドブッシュ/ラテラルリンクブッシュF）

品番：48725-ZN600/ST20254ZR040（リヤアッパーアームブッシュNo1/リヤアッパーアームブッシュF）

品番：48725-ZN620/ST20254ZR010（リヤサスペンションアームブッシュNo1/トレーリングリンクブッシュR）

品番：48725-ZN600/ST41322AS000（リヤサスペンションアームブッシュNo2/ラテラルリンクブッシュR）

品番：48849-ZN600/ST20254ZR060（リヤスタビライザーリンクブッシュ）

品番：52271-ZN600/ST20174AS000（リヤサスペンションメンバーブッシュ/サブフレームブッシュF）

品番：45516-ZN600/ST34112AS000（ステアリングラックハウジングブッシュNo1/ステアリングギヤボックスブッシュ）

品番：41651-ZN600/ST41322AS000（リヤディファレンシャルマウントクッションLH/デフブッシュRLH）

品番：41651-ZN610/ST41322AS010（リヤディファレンシャルマウントクッションRH/デフブッシュRRH）

第8条 駆動系 [共通]

1. クラッチディスク・クラッチカバー

変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

2. トランスミッション

マイナーチェンジ前後車両部品の使用が認められる。それ以外の加工・変更等の改造は認められない。

3. 変速レバー

ボルトオンで装着できるものに限り変更が認められる。

4. シフトノブ

変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

5. 最終減速比
加工・変更等の改造は認められない。

第9条 ディファレンシャル [共通]

T.R.A.認定部品の使用が認められる。

品番：41301-ZN600（機械式2wayLL.S.D.）

品番：40107-ZN600（L.S.D.リペアキット）

品番：41308-ZN600（コンプレッションスプリング）

品番：41383-ZN600（スペーサープレート）

その他の加工・変更等の改造は認められない。

第10条 制動装置 [共通]

1. キャリパー：加工・変更等の改造は認められない。
2. ローター：加工・変更等の改造は認められない。
3. パッド：変更は自由。
4. ホース：ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が許される。
5. ダクト：T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
〔車台番号ZN6-061840以前/ZC6-021277以前の車両〕
品番：53299-ZN600/57750AS000（ブレーキダクトRH）
品番：53299-ZN610/57750AS010（ブレーキダクトLH）
〔車台番号ZN6-068001以降/ZC6-024001以降の車両〕
品番：53299-ZN640/57750AS020（ブレーキダクトRH）
品番：53299-ZN650/57750AS030（ブレーキダクトLH）
6. バックプレート：T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。
品番：47781-ZN601/26290AS020（バックプレートRH）
品番：47782-ZN601/26290AS030（バックプレートLH）
7. ブレーキエアガイド（導風板）：T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：53207-ZN600（導風板）

第11条 サスペンション [共通]

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。また、片側キャンバー上限値を、フロント-2.0°/リア-3.0°とする。

1. スプリング：T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：MS250-18001/20300AS010（スプリングセット）
2. ショックアブソーバー：T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：MS260-18001/20300AS000（ショックアブソーバセット）
3. スタビライザー：加工・変更は認められない
4. アームおよびロッド類
T.R.A.認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

第12条 タイヤおよびホイール [共通]

1. タイヤサイズ：205/55 R 16
2. 使用するタイヤは、全て同銘柄（左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン）とする。
3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
5. タイヤ中心より両側5 mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。
6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工（削り等）は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
7. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
8. 使用できるホイールは全て同一のものとし、サイズは「16インチ/7.0J（J）インセット48mm」とする。
9. ホイールはJWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。
10. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。
11. ホイールスペーサーの使用は認められない。

第13条 タイヤ銘柄 [共通]

各シリーズで使用できるタイヤ銘柄は、T.R.A.に申請登録・承認をされたものとする。各タイヤメーカー1銘柄指定の為、表内タイヤメーカーの他銘柄は使用不可。他タイヤメーカー銘柄の追加承認、使用可能タイヤに変更があった場合は、改めてT.R.A.より公示する。使用可能タイヤに変更があった場合、それまで使用可能だったタイヤ銘柄の使用期限を、公示後、クラブマンシリーズは2戦、プロフェッショナルシリーズは1戦とし、それ以後の大会で使用することは出来ない。

使用可能タイヤ銘柄

クラブマン
シリーズ

| タイヤメーカー | ブランド | タイヤ銘柄 | 商品コード |
|----------|---------|-----------------|----------|
| 住友ゴム工業 | DIREZZA | β02 | 338656 |
| 日本グッドイヤー | EAGLE | RS SPORT S-SPEC | 05608408 |
| ブリヂストン | POTENZA | RE-12D | PSR00790 |
| 横濱ゴム | ADVAN | A052 | R6121 |

プロフェッショナル
シリーズ

| タイヤメーカー | ブランド | タイヤ銘柄 | 商品コード |
|---------|---------|---------|----------|
| 住友ゴム工業 | DIREZZA | β05 | 33865X |
| ネクセンタイヤ | N Fera | Sport R | 17282NX |
| ブリヂストン | POTENZA | RE-07D | PSR08086 |

第14条 車体 [共通]

1. 自動車登録番号標：加工・変更等の改造は認められない。
2. 空力装置：
追加および加工・変更は認められないが、空力効果のみを機能として有する部品の取り外しは認められる。
3. ボンネット：加工・変更等の改造は認められない。
4. トランク：
加工・変更等の改造は認められないが、トランクダンパーは取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。
5. バンパー：加工・変更等の改造は認められない。
6. アウターミラー：加工・変更等の改造は認められない。
7. フロントガラス：
①純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合したものの使用を認める。
②保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することはできない。
8. サイドおよびリヤガラス：塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは許されない。
9. ボデー補強：空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められない。
10. タワーバー、ブレース
フロントストラットタワーバーを装着することが認められる。ただし、2点式でボルトオンにて装着可能なものに限られる。
11. ドアスタビライザー使用は認められない。
12. 水/泥はねよけ：追加および加工・変更等の改造は認められない。
13. エンジンアンダーカバー：追加および加工・変更等の改造は認められない。
14. エンブレム
車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造および外観を毀損することは認められない。
15. ヘッドランプ
バルブ交換（LEDおよび後付H.I.D.キット含む）および、これの取り付けに伴う最小限の加工のみ認められる。
16. フォグランプ：取付は認められない。
17. グリル：加工・変更等の改造は認められない。
18. テールランプ：加工・変更等の改造は認められない。
19. 導通性シート：導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められない。

第15条 車体内部 [共通]

1. 内装
当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。
2. 防音材：加工・変更等の改造は認められない。
3. ステアリングホイール：加工・変更等の改造は認められない。
4. ベダルカバーおよびヒールプレート：装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
5. フットレスト・ニーレスト：装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
6. 座席
①運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。ただし、フルバケットシートの使用は運転席に限る。変更する場合はJAF国内競技車両規則第3編第5章9条9. 4. 9の規定と推奨条件を満たすこと。
②シート/シートレール/シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを証明しなければならない。
7. 障害者用操作装置：障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健康者の使用は認められない。
8. ヒーター・エアコン
ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また、正常に機能してはならない。
9. 補助メーター：使用が認められる。ただし、車両診断コネクタへの接続するものは使用が認められない。
10. データロガー
クラブマンシリーズ；T.R.A.認定部品の使用が認められる。
品番：08548-ZN600（TRDスポーツドライブロガー）

品番：08548-18010（スポーツドライブロガー）
品番：STPKG80AS10（ST I スポーツドライブロガー）
品番：83960-18010（TOYOTAGAZOORacingRecorder）
品番：STPKG80AS110（STIRecorder）

その他については、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るGPSデータロガーの使用は認められる。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

プロフェッショナルシリーズ

プロフェッショナルシリーズ参加車両は、下記認定部品の使用を義務付ける。また、T.R.A.より指示があった場合、データロガーシステムのデータを提出しなければならない。

品番：83960-18010（TOYOTAGAZOORacingRecorder）
品番：STPKG80AS110（STIRecorder）

11. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取る物に限り取り付けを認める。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

12. インナーミラー：加工・変更等の改造は認められない。

13. フロアマット：専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

14. ドライブレコーダー

プロフェッショナルシリーズ参加車両は、T.R.A.が指定・管理するドライブレコーダーを装着しなければならない。

15. クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェアを使用する場合、これに伴う冷却システムを搭載することが認められる。ただし、確実に取り付けのこと。なお、車両との結線はシガーライターソケットから電源を取ることを目的としたもの以外は認められない。また、取付に伴うボディーへの加工も認められない。

第16条 アクセサリー部品 [共通]

JAF国内車両規則第4編細則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スクラッププレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響/映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

2. 取外しが可能な部品アンテナ

第17条 統一解釈 [共通]

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。



第1条 車両

1.1) 定義：量産ツーリングカー

1.2) 資格：車両は JAF 量産ツーリングカーとして登録された車両

1.3) 基本車両：本車両は厳密に量産車及び指定された車両であり、基本車両（同一車両型式、同一エンジン型式）の資料と同一でなければならない。

1.4) 基本車両の資料：公認書あるいは当該自動車製造者発行の国内向けカタログ、仕様書等。

第2条 許可される、もしくは義務づけられる変更と付加物：

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。

車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による摩耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については、後記で規定される。これら以外に、使用による摩耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。

ただし、交換しようとする純正部品が、現存しない場合、部品販売により指示されたものを使用可能とするが、部品番号が変更になっていることを証明できなければならない。

オートマチック車両の車体への基本車両に設定されたマニュアルミッションの搭載、および搭載の為の最小限の改造が許される。

本章の規定にかかわらず、第2章「競技車両の排気音量規制」、第3章「一般規定」、第4章「安全規定」を守らなければならない。但し、上記規定より本章の規定が厳しい場合は、本章を守らなければならない。

第3条 エンジン

3.1) 気筒容積：変更は許されない。

3.2) サーモスタット：自由。

3.3) クーリングファンおよびファンシュラウド

取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。

3.4) エアクリーナー

エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままではなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとキャブレター、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置（吸気音防止レゾネーター、ブローバイガス循環ホース等）を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。

3.5) オイルポンプ

シムおよびスパーサーによる油圧の調整機構に限り変更が許される。

3.6) オイルフィルター

自由。ただし、取り付け位置の著しい変更は許されない。

3.7) キャブレターおよびインジェクションシステム

ベンチュリーの直径あるいはスロットル開口部を変更することはできない。

インジェクションシステムは、当初の形式が保持され、かつ機能していなければならない。

エンジンに供給される燃料の量を調整しているキャブレターの部品、もしくは、フューエルインジェクション装置の部品（エンジンコントロールユニット、インジェクター、コネクター、プレッシャーレギュレーター、エアフローメーター等を含む）は流入する空気の量に影響がなければ、改造または交換することが許される。

3.8) 燃料ポンプ

安全燃料タンクを装着した場合に限り、燃料ポンプを変更することが認められ、元のポンプを取り除くことが許される。

3.9) バルブスプリング

バルブスプリングは自動車製造者の定めた数と取り付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することができる。

3.10) バルブおよびバルブシート

バルブガイド、バルブシートは基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。

3.11) カムシャフト

基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。

3.12) ピストンおよびコンロッド

ピストンおよびコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。

3.13) ヘッドガスケット：ヘッドガスケットの変更は許される。

3.14) オイルパン

オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および温度センサー取り付けのための追加工は許される。また、エンジンへの取り付け位置および取り付け方法／作動原理を変えなければ、オイルストレーナーの位置を変更することも許される。

3.15) フライホイール

基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。

3.16) 電気系統

- 電氣的に諸装置を調整できる調整装置（エンジンコントロールユニット等のすべてのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものを除き車室内に設置されてはならない。

- 点火装置は、装着ブラケットを含み、改造が許される。

ディストリビューター方式を同時点火方式（マルチコイル方式等）に変更することは許される。

- 取り付け位置を除き、バッテリーは自由。

ただし、リアバッテリー搭載車で、安全燃料タンクを装着するための最小限の取り付け位置の変更は許される。取り付けブラケット、ボルトの変更も許される。

3.17) 吸・排気系統

吸気、排気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な純正部品との交換が許される。

ただし、ポート内面に段付修正を行う場合、取り付け面より垂直に5mmの奥行の範囲に限り、シリリンダーヘッド側を含み許される。

3.17.1) 吸気系統

取り付け位置について、取り付け穴の修正によりポート合わせを行うことも許される。

インタークーラーのホースの変更は許される。

3.17.2) 排気系統

排気マニホールドは防熱措置を施すことは許されるが、確認作業のため全面的に覆うことはできない。排気マニホールド後方（過給装置付の場合、過給装置の後方）の部分は材質を除き自由とするが、取り外した場合、第3章「公認車両および登録車両に関する一般規定」(4.6.1)、(4.6.2)に従って処理されていなければならない。ただし、2010年1月1日以降に公認または登録された車両については、触媒装置を装着しなければならない。

3.17.2.1) 排気口

排気口はホイールベースの中央を通る垂直面の後方になければならない。

3.17.2.2) 消音器を取り付ける場合

ブラケットの取り付けを除き、車体の改造は許されない。

3.18) ウォーターラジエター

車体側取り付け部の変更がなければ容量およびラジエターキャップ圧力の変更が許される。ホース類の変更は許される。

3.19) エンジンオイルクーラー

オイルクーラーの取り付けおよび変更は許される。

元のオイルクーラーを取り外すことも許される。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

第4条 シャシー

4.1) クラッチ：

取り付け方法および枚数画の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。

4.2) トランスミッション、デファレンシャル：

同一型式内に設定されている純正部品への変更は許される。また、シフトパターンの変更は許されない。リミテッドスリップデフは、いかなる改造も伴わずボルトオンでの取り付けのみが許さ

れる。

4.2.1) オイルクーラー：

空冷式オイルクーラーおよび電動オイルポンプを取り付けることができる。その取り付け具は当該装置に対して最小限にとどめること。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

4.3) タイヤ：公道走行の許される一般市販ラジアルタイヤとする。

4.3.1) 装着できるタイヤは基本車両の資料に記載されているホイールリムサイズの 2 インチアップまでとし、最大 15 インチまでとする。但し、インチアップにより、ホイールフェンダーからタイヤははみ出てはならない。扁平率を変更してもよい。

4.3.2) タイヤには、いかなる場合も、リググループを含み一切の加工も許されない。

4.3.3) タイヤの安全使用限界及び組み替え：

タイヤの使用摩耗限界点は、いついかなる場合（決勝終了時点まで）もスリップライン（1.6mm）を越えて使用してはならない。また、予選終了後のタイヤの組み替えは禁止する。

スリップラインの計測点に関して、

タイヤ中央にあるスリップライン（1.6mm）が出てはならない。又、フラットスポットや車両との接触などに関しては考慮する。

4.4) ホイール：

4.4.1) 基本車両の資料に記載されたサイズの 2 インチアップまでとし、最大 15 インチまでとする。

但し、インチアップにより、ホイールフェンダーからタイヤははみ出てはならない。

また、上記 4.3) で選択したタイヤサイズの JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に許容された範囲におけるリムの幅が適用されるが、最大 15 インチまでとする。

直径の異なるホイールは同時に装着できないが、当初より前後のホイールサイズが異なる場合は、そのまま、もしくは 2 インチアップするか、前後のタイヤサイズを合わせるができる。ただし、最大 15 インチまでとする。

4.4.2) ホイールの材質は、スチール製以外のものはアルミ合金製とし JWL または VIA マークのあるものとする。

4.4.3) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も車両の他の部分と接触してはならない。ホイールのオフセットは自由。ただし、スペーサーは禁止される。

4.4.4) ホイールナットはリムの最外側面よりはみ出してはならない

4.4.5) ストラットおよびショックアブソーバ：

車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければストラットおよびショックアブソーバの変更は許される。

当初から取り付けられているものを除き、シェルケースの別タンクシステムは許されない。また、シェルケースの材質の変更は許されない。

走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。

ストラットとナックルアームが一体構造となっている場合は、当初のナックルアームのタイロッドとの連結点の座標および材質が保持されていることを条件に、ナックルアームの変更が許される。

4.6) ストラットタワーバー：

車体への取り付け位置、取り付け方法および数を変えなければ変更することが許される。

ストラットタワーバーが当初から取り付けられていない車両の場合、ストラットタワーバーを、ストラットアッパー取り付けボルトのみを利用して取り付けることが許される。

4.7) スプリング：

車体への取り付け位置、取り付け方法、作動原理、およびスプリングの数を替えなければ、変更は許される。

車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更、および挿入物の追加も許される。

4.8) スタビライザーおよびスタビライザーブッシュ：

スタビライザーは、径の変更が許される。また、連結を含みその取り外しも許される。ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。

スタビライザーが当初から取り付けられていない車両については、基本車両に設定されている場合に限り、取り付けが許される。

形状および寸法の変更が無ければ、スタビライザーブッシュは、金属以外の他の材質に変更することが許される。

スタビライザーの径の変更に伴うブッシュ内径の変更は許される。

4.9) ブレーキ

4.9.1) ブレーキシュー、ライニングパッドおよびブレーキホースの交換、変更は許される。

4.9.2) 標準で冷却ダクトが装着されていない場合、または、標準で装着されている冷却ダクトを取り外した場合は、以下に従い冷却ダクトを装着することが許される。

標準の開口部を使用し、フロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。

ただし、車体の外観形状に変更があってはならない。左右のダクトの各々の内径は 50mm 以下とし、その数は各々 1 本とする。

4.9.3) ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。サーボブレーキとの接続を外すことはできるが、取り外してはならない。

4.9.4) アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許される。プロポーションングバルブを取り外すことも許される。また、取り外しに伴うパイプの修正、変更が許される。

運転者が走行中に調整不可能なプロポーションングバルブの追加は許される。

4.9.5) タイプサイズを変更した場合、ブレーキローター、キャリパー等の容量をアップすることは許される。更に、安全確保の観点よりハブベアリングの容量をアップすることも許される。

4.10) ステアリングホイールおよびステアリング：

ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。

クイックリリースシステムに変更する場合、クイックリリース機構は、ステアリングホイール軸と同中心のフランジにより構成されていなければならない。フランジは陽極処理にて黄色く着色されるか、その他の耐久性のあるコーティングにより黄色く着色され、ステアリングホイール裏側のステアリングコラムに取り付けられなければならない。ステアリングの軸に沿ってフランジを引くことによりリリースが行われなければならない。

ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。

パワーステアリングのポンプと配管の接続を外すこと、およびそれらを取り外すことは許される。

ステアリングロックは機能を解除しなければならない。しかし、当該機能部分以外は変更されてはならない。

4.11) ペダル類：

安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強（ボルトオンのみ）が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。

4.12) ラバーマウントおよびブッシュ類：

形状および寸法を変えなければ、金属への変更を除き、材質および硬度の変更が許される。また、スグリタイプのをソリッドタイプに変更することが許される。

4.13) ドライブシャフト

ドライブシャフトブーツの材質を変更することが認められる。

第5条 車 体

5.1) 外観、形状：

車体の外観や形状を変更することは許されない。ただし、安全燃料タンクを搭載するために必要な最低限の車体の改造（切除は不可）、および漏出防止カップリング取り付けに伴う部材の付加および切除は認められる。

また、ボディとエアロパーツの継ぎ目をテーピング等で目止めることは補強または空力性能を変化させる為、禁止される。

但し、車体の経年変化によるひび、亀裂等を補修することは許されるが、著しい補修により補強ととらえられるような行為は禁止される。

更に、エアロパーツを取り付ける際は、メーカーオプション、ディーラーオプション、ショップに分けられるが、取り付けの場合は、販売用カタログなどで、使用部品を明確に分かるようにすること。また、購入当初より取り付けられたエアロパーツは取り外して参加することも許される。アンダーカバーを取り外すことは許される。

5.1.1) アンテナ：アンテナは、ベース部から取り外さなければならない。取り外した後の穴は、塞が

なければならない。

5.1.2) フロントバンパー：ナンバープレート取り付け部は、バンパー開口部を塞がぬように、プレートなどを利用して、取り付け部を覆うこととする。

5.1.3) リヤナンバープレート部：ナンバープレート取り付け部には、およそナンバープレートの大きさと同じサイズの板（素材は自由、色GT66T クラス：ベースは白、GT66N クラス：ベースは黄色）を用いて、CarNo. 記載スペースと0で準備しなければならない。

5.2) 板厚

車両のすべての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。（±10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。）

5.3) 座席

ドライビングポジションを改善する目的で運転座席を交換してもよい。シートを交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならない、車体側の取り付け部の変更は許されない。

5.4) 室内ミラーおよび室外ミラー：室内ミラーの追加を含め変更は許されない。

5.5) 窓ガラス：

5.5.1) フロントウィンドウ

フロントウィンドウシールドは第4章「安全規定」第9条に適合しなければならない。

5.5.2) サイドウィンドウ

変更は許されない。サイドウィンドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止対策を施すことを推奨する。

5.6) ドア：

5.6.1) 防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものであってはならない。ウェザートリップ等の保護材を取り除くことは許されない。またボルトオンであってもサイドドアビームを取り外してはならない。

ドア内部に衝撃吸収のため難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。

5.6.2) 電気式巻き上げ装置を手動式巻き上げ装置に取り替えることが許され、取り替えに伴う最小限の改造は認められる。但し、5 ドアのリアドアの電気式巻き上げ装置の取り外しは可能。リヤガラスは密閉のままとする。

5.7) ライト：

前照灯、尾灯（ナンバー灯を含む）、制動灯（ハイマウントストップランプを含む）、方向指示灯は正常に作動しなければならない。

5.8) 補助前照灯：取り付けは許されない。

5.9) 補強：車体の補強は、スポット増し、面扱い溶接、当て板、溶剤など材料を用いた補強を含み一切禁止とする。但し、フロントウィンドウの割れ防止の為、窓枠のみ補強は許される。

5.10) 補助的付加物：

補助的付加物の取り外しは、その配線も含み許される（例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、オープン車両の幌およびその取り付け具、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、エアバッグ、ホーン、リアワイパー等）。計器類（データロガー、センサー、配線を含む）の取り付け、または取り外しが認められる。

絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することは許される。シャシー／車体部にあって、ボルトオンで取り付けられている使用していない支持体は取り外すことができる。

ヒールレストや消火器の取り付けブラケットおよび類似目的の部品、後部隔壁を新たに室内に設置することは許されるが、難燃材質であることおよびボルトなどで確実に車体に固定されていなければならない。

5.11) エアジャッキ：エアジャッキの使用は禁止される。

第6条 配管・他：

6.1) 配管：

オイルキャッチタンク等の取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。

6.2) 安全燃料タンク：

取り付けは自由。第4章「安全規定」第12条に基づき、参加車両については安全燃料タンクの装着を強く推奨する。取付けるための最小限の車体改造は許される。但し、タンク下部の最低地

上高は 10cm 以上であること。取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

6.3) 室内冷却用ダクト：

ドライバーおよび室内補機類のための冷却ダクトを設置してもよい。ただし、外観形状の変更に伴うものは許されない。フレキシブルダクトをビラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。

車両 参加車両はトヨタ ヴィッツ「RS Racing」（車両型式：NCP131-VPNTMV）および「Vitz GR SPORT "Racing" Package」（車両型式：NCP131-VPNTMV/NCP131-VPNTXV）とし、TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。もしくは、AFOが特別に認めた車両とする。本レースは、2021年JAF国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定に定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていないてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

また、サーキット走行をする上で、安全規定に関しては2022年JAF国内競技車両規則第1篇レース車両規定第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定を遵守すること。

クラス：Vitz

Vitz CVT

Vitz M（簡易改造）

- 定義**
1. 指定部品：AFOより使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
 2. 認定部品：AFOより使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※AFOが認めた（車両規定およびブルテンに記載されている）場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

第1条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト

- ①. フルハーネスタイプかつ6点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- ②. ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合、ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- ③. 取り付けに関してはJAF国内競技車両規則第4編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」の条件を満たす事。
- ④. 6点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合はJAF国内競技車両規則第1編第4章第5条5.1) 1)に従う事。

3. ロールケージ

AFO指定部品の使用が義務付ける。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

〔車台番号NCP131-2029638以前の車両〕

品番：66510-KP300（ロールケージASSY）

品番：66522-NP900（ロールケージパッド）

品番：66552-TC003（ロールケージパッド）〔旧品番66522-NP920〕

〔車台番号NCP131-2029699以降の車両〕

品番：66510-KP330（ロールケージASSY）

品番：66522-TC003（ロールケージパッド）〔旧品番66522-NP920〕

4. サークットブレーカー： 取り付けは認められない。

5. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。

6. 牽引用穴あきブラケット

AFO指定部品の使用が義務付けられる。ただし、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。

〔車台番号NCP131-2027796以前の車両〕

品番：51960-KP300（フロント牽引フック）

51967-KP300（リヤ牽引フック）

〔車台番号NCP131-2027852以降の車両〕

品番：51961-KP300（シャフトFR）

66311-ZN600（ストラップFR）

第2条 改造規定

1. 車両規定に定められていない項目は当初のまま、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等、および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品／試作品等の使用や部品に対する加工等の改造は認められない。
2. ただし、国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
3. マイナーチェンジ前後車両の部品はAFOより使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

1. エンジン本体
エンジン本体はTRDにより封印されたものを搭載してはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。
2. エンジンマウント【車両型式：NCP131-VPNTMVのみ】
AFO認定部品の使用が認められる。
品番：12305-NP900（エンジンマウントRH）
品番：12372-KP300（エンジンマウントLH）
品番：12363-NP900（エンジンマウントRR）
3. フライホイール：加工・変更等の改造は認められない。
4. オイルポンプ：加工・変更等の改造は認められない。
5. オイルフィルター：変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。
6. オイルフィルターキャップ：変更は自由。

第4条 電気系統

電氣的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されている物および当規定で認められた物を除き装着は許されない。

1. バッテリー
本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等で、取り付けステーにて確実に固定されてはならない。また、搭載位置の変更、ボデーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。
- 2.オルタネーター：加工・変更等の改造は認められない。
3. 点火系統
AFO認定部品の使用が認められる。ただし、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。
品番：10901-SP060-22（TRDレーシングプラグ）/ IKH01-22
品番：90919-01243（スパークプラグ）/ FK16HR11
品番：90919-01247（スパークプラグ）/ FK20HR114
4. セルモーター：加工・変更等の改造は認められない。
5. ECU：追加および加工・変更等の改造は認められない。
6. 配線：当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系

1. エアクリーナー：加工・変更等の改造は認められない。
2. 吸気・排気マニホールド：加工・変更等の改造は認められない。
3. マフラーおよび排気管：加工・変更等の改造は認められない。
4. マフラーサポート：AFO認定部品の使用が認められる。
品番：17565-NP900（マフラーサポート）
5. 排出ガス：完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統

1. ラジエター
ラジエター本体の追加および加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。ただし、ラジエターキャップは変更が認められる。

2. サーモスタット : サーモスタットの変更および取り外し以外は認められない。
3. ラジエーターファンおよびファンスイッチ : 加工・変更・追加等の改造は認められない。
4. ラジエーター配管 : 加工・変更等の改造は認められない。
5. オイルクーラー : 追加および加工・変更等の改造は認められない。

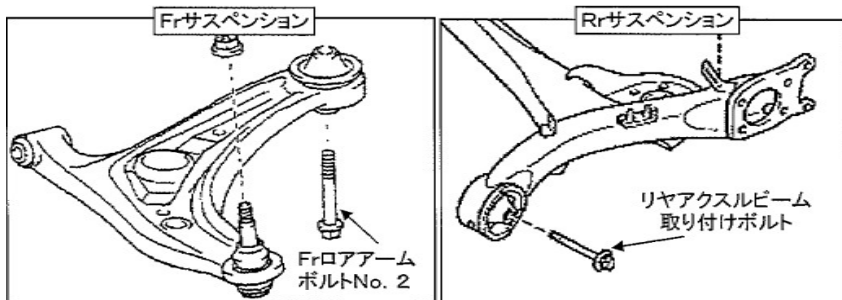
第7条 シャシー

1. 最低地上高

最低地上高9 cm以上を確保すること。

また、以下の二点についても指定の地上高を確保すること。

- ①. フロントロアアームボルトNo. 2 下端…12.5cm 以上
- ②. リヤアクスルビーム取り付けボルト 中心部…21.5cm 以上下記イラストをご参照下さい。



2. 全長および全幅 : 変更は認められない。
3. 最低重量 : 1020 kg
 - ①. 上記は、燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の最低重量とし、常に保たなければならない。
 - ②. バラストの使用は認められない。
4. ラバーマウントおよびブッシュ : AFO認定部品の使用が認められる。
 - 品番 : 48609-NP900 (フロントアッパーサポート)
 - 品番 : 48755-NP100 (リヤアッパーサポート)
 - 品番 : 48752-NP900 (リヤサスペンションサポートストッパー)
 - 品番 : 48654-NP900 (フロントロワアームブッシュ)

第8条 駆動系

1. クラッチ【車両型式 : NCP131-VPNTMVのみ】AFO認定部品の使用が認められる。
 - 品番 : 31210-AE100 (クラッチカバー)
 - 品番 : 31250-AE963 (クラッチディスク)
 - 品番 : 31250-NP900 (クラッチディスク) 組み合わせについては純正品を含めて自由。
 また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。
2. トランスアクスル
 - 加工・変更等の改造は認められない。ただし、シンクロナイザーリングについては、AFO認定部品の使用が認められる。
 - 品番 : 33368-20080/33368-20090 (サードギヤ・シンクロナイザーリング)
3. 変速レバー : ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。
4. シフトノブ : 変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。
5. ディファレンシャル

当初から装着されているものおよびメーカーオプション品のみ使用が認められるが、それ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

Vitz MクラスはボルトオンのL.S.D.の使用が認められるが、参加申し込み時にメーカーおよび型式を車両仕様書に明記すること。明記なき場合は、賞典対象外とする。また、疑義が生じた場合は、賞典対象外～失格までの罰則が与えられることとなる。
6. 最終減速比 : ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

第9条 制動装置 : ボルトオンにて装着可能なブレーキパッド・ホースに限り変更が許される。

第 10 条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

1. スプリング : AFO指定部品の使用が義務付けられる。
品番 : 48131-KP300 (フロントスプリング) 補給部品番 : 48131-KP320
品番 : 48231-KP300 (リヤスプリング) 補給部品番 : 48231-KP340
2. ショックアブソーバー
AFO指定部品の使用が義務付けられる。
品番 : 48510-KP300 (フロントショックアブソーバーRH) 補給部品番 : 48510-KP310
品番 : 48520-KP300 (フロントショックアブソーバーLH) 補給部品番 : 48520-KP310
品番 : 48530-KP300 (リヤショックアブソーバー) 補給部品番 : 48530-KP310
3. フロントバンブラパー
AFO指定部品の使用が義務付けられる。
品番 : 48304-WY010 (バンブラパー)
4. スタビライザー : 加工・変更等の改造は認められない。
5. アームおよびロッド類
AFO認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。
6. **Vitz Mクラスはスプリング及びサスペンションに関して指定部品以外の使用を認める。**

第 11 条 タイヤおよびホイール

1. タイヤサイズ : 1 9 5 / 5 5 R 1 5
2. 使用するタイヤ銘柄は**GOODYEAR EAGLE RS SPORTS-SPEC** (品番05 608404/製造年表記 末尾「~4916」以降)とし、使用するタイヤは全て同品番に限る。
3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
5. タイヤ中心より両側50mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm 以上有すること。
6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工 (削り等) は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
7. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
8. 使用できるホイールは全て同一のものとし、サイズは「15インチ/7.0J」インセット48」または、「15インチ/7.0J+48」とする。
9. ホイールはJWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。
10. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。
11. ホイールスパーサーの使用は認められない。

第 12 条 車体

1. 自動車登録番号標 : 加工・変更等の改造は認められない。
2. 空力装置 : 追加は認められない。
3. ボンネットおよびトランク : 加工・変更等の改造は認められない。
4. リヤゲートダンパー : 取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。
5. バンパー : 加工・変更等の改造は認められない。
6. アウターミラー : 加工・変更等の改造は認められない。
7. フロントガラス
 - ①. 純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した物の使用を認める。
 - ②. 保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することは出来ない。
8. サイドおよびリヤガラス
下記の部品もしくは、道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラスおよびリヤガラスを使用すること。また塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けはAFOが認めたもの以外は許されない。
品番 : 68110-52340(フロントドアガラスRH)
品番 : 68120-52340(フロントドアガラスLH)
品番 : 68130-52350(リヤドアガラスRH)
品番 : 68140-52350(リヤドアガラスLH)
品番 : 68105-52600(バックドアガラス)

9. ボデー補強
空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められない。
10. タワバー、ブレース： 追加および加工・変更等の改造は認められない。
11. 水／泥はねよけ： 追加および加工・変更等の改造は認められない。
12. エンジンアンダーカバー： 追加および加工・変更等の改造は認められない。
13. エンブレム： 車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造および外観を毀損することは認められない。また、AFOが認めたもの以外、追加は認められない。
14. ヘッドランプ： バルブ交換(LEDおよび後付H.I.D.キット含む) および、これの取り付けに伴う最小限の加工のみ認められる。
15. フォグランプ： 取り外しのみ認められる。ただし、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上があってはならない。
16. グリル： 加工・変更等の改造は認められない。
17. テールランプ： 加工・変更等の改造は認められない。
18. カウルトップベンチレーターカバー： フードトゥーカウルトップシールの取り外しは認められる。
19. 導通性シート： 導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められない。

第 13 条 車体内部

1. 内装
当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。また、グローブボックス及びアッパーボックス開閉に関する最小限の切除・加工も認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。
2. 防音材： 加工・変更等の改造は認められない。
3. ステアリングホイール： 加工等の改造は認められない。
4. ペダルカバーおよびヒールプレート： 装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
5. フットレスト・ニーレスト： 装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
6. 座席
 - ①. 運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合はJAF国内競 技車両規則第3編第5章9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。
 - ②. シート/シートレール/シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを証明しなければならない。
7. 障害者用操作装置： 障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。
8. ヒーター・エアコン： ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また、正常に機能してはならない。
9. 補助メーター： 追加は認められない。
10. データロガー： 電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るGPSデータロガーの使用は認められる。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。
11. ラップタイム自動計測装置
ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るものに限り取り付けを認める。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。
12. インナーミラー： 加工・変更等の改造は認められない。
13. フロアマット： 専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。
14. クール・アンダーウェア用冷却システム：
クール・アンダーウェアを使用する場合、これに伴う冷却システムを搭載することが認められる。ただし、確実に取り付けること。なお、車両との結線はシガーライターソケットから電源を取ることとを目的としたもの以外は認められない。また、取付に伴うボデーへの加工も認められない。

第 14 条 アクセサリー部品

JAF国内車両規則第4編細則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品
コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、E T C 車載器
2. 取外しが可能な部品アンテナ

第 15 条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。



ALL FOR ONE RACING ASSOCIATION

〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903

TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

<http://www.afo.tokyo/>

mail : info@afo.tokyo